

平成 26 年第 1 回長南町議会定例会

議事日程（第1号）

平成 26 年 3 月 4 日（火曜日）午前 9 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期日程等の議会運営について（委員長報告）
日程第 3 会期決定の件
日程第 4 諸般の報告
日程第 5 行政報告
日程第 6 施政方針
日程第 7 議案第 1 号 長南町職員の再任用に関する条例の制定について
日程第 8 議案第 2 号 長南町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9 議案第 3 号 長南町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10 議案第 4 号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11 議案第 5 号 長南町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12 議案第 6 号 字の区域の変更について
日程第 13 議案第 7 号 長南町道路線の廃止について
日程第 14 議案第 8 号 長南町道路線の変更について
日程第 15 議案第 9 号 長南町道路線の認定について
日程第 16 議案第 10 号 平成 25 年度長南町一般会計補正予算（第 5 号）について
日程第 17 議案第 11 号 平成 25 年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
日程第 18 議案第 12 号 平成 25 年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 19 議案第 13 号 平成 25 年度長南町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 20 議案第 14 号 平成 25 年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 21 議案第 15 号 平成 25 年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 22 議案第 16 号 平成 26 年度長南町一般会計予算について
日程第 23 議案第 17 号 平成 26 年度長南町国民健康保険特別会計予算について
日程第 24 議案第 18 号 平成 26 年度長南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 25 議案第 19 号 平成 26 年度長南町介護保険特別会計予算について
日程第 26 議案第 20 号 平成 26 年度長南町笠森靈園事業特別会計予算について
日程第 27 議案第 21 号 平成 26 年度長南町農業集落排水事業特別会計予算について
日程第 28 議案第 22 号 平成 26 年度長南町ガス事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	林	義	博	君	2番	吉	野	明	夫	君		
3番	大	倉	正	幸	君	4番	小	幡	安	信	君	
5番	板	倉	正	勝	君	6番	左		一	郎	君	
7番	加	藤	喜	男	君	8番	仁	茂	田	健	一	君
9番	丸	島	な	か	君	10番	松	崎		勲	君	
11番	石	井	正	己	君	12番	丸		敏	光	君	
13番	古	市	善	輝	君	14番	松	崎	剛	忠	君	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平	野	貞	夫	君	副町長	葛	岡	郁	男	君
教育長	片	岡	義	之	君	会計管理者	岩	崎	利	之	君
総務課長	石	橋	弘	道	君	総務室長	田	中	英	司	君
企画財政室長兼政策室長	常	泉	秀	雄	君	住民課長	野	口	喜	正	君
税務住民室長	唐	鎌	幸	雄	君	保健福祉室長	荒	井	清	志	君
事業課長	麻	生	由	雄	君	産業振興室長	岩	崎		彰	君
農業推進室長	御園	生		明	君	地域整備室長	松	坂	和	俊	君
ガス事業室長	墨	田	好	美	君	教育課長	蒔	田	民	之	君
学校教育室長	浅	生	博	之	君	生涯学習室長	石	野		弘	君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田邊	功	一	書記	杉崎	武人
書記	山本	和人				

○議長（松崎 勲君） おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中、ご参集をいただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） 本日は、平成26年第1回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には、ご多用の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

早いもので、町長就任してから1ヵ月が過ぎました。本年度も残すところあとわずかとなりましたが、前町長との事務引き継ぎも済ませ、各事務事業につきましてはおおむね順調に推移し、年度末に向け最終仕上げの段階に入っているところでございます。これもひとえに議員各位のご理解、ご協力のたまものと改めて感謝申し上げる次第でございます。

さて、本定例会でございますが、条例の新規制定1件、条例の一部改正4件、字の区域の変更1件、道路線の廃止1件、道路線の変更1件、道路線の認定1件、各会計の補正予算及び当初予算13件の合計22件の議案を提案させていただいております。

よろしくご審議をいただき、ご可決くださいますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（松崎 勲君） ただいまから平成26年第1回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（松崎 勲君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松崎 勲君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松崎 勲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

5番 板倉 正勝君

6番 左一郎君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松崎 熱君）　日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、加藤喜男君。

[議会運営委員長 加藤喜男君登壇]

○議会運営委員長（加藤喜男君）　ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る2月24日に委員会を開催し、平成26年第1回定例会の議会運営について協議、検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、条例の制定1件、条例の一部改正4件、字の区域変更、道路線の廃止、変更、認定、平成25年度の補正予算6件、平成26年度の各会計当初予算7件の計22議案が提出されております。

議員発議は、一般質問の方法について会議規則の改正を行うため提出いたしました。

また、一般質問は8人の議員が行うことになっており、質問順位1番から5番までを5日に行い、質問順位6番から8番までを6日に行うことといたしました。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日4日から14日までの11日間とすることに決定いたしました。

なお、本定例会に提出されております平成26年度長南町一般会計予算については、その内容が複雑多岐にわたるため、特別委員会を設置し、これに付託して詳細に審議すべきであるという結論に達しました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付したとおりでございます。配付した平成26年第1回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松崎 熱君）　これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松崎 熱君）　日程第3、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日3月4日から3月14日までの11日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君）　異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日3月4日から3月14日までの11日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松崎 熱君）　日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案22件の送付及び議員発議1件が提出されております。これを受理しましたので、報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による説明員の出席を求めたもの、地方自治法第235条の2第3項の

規定に基づき、監査委員から報告がありました平成26年1月分の例月出納検査結果、議長並びに一部事務組合議会議員が出席した主な会議の結果及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、教育委員会教育長から報告のありました教育委員会の点検及び評価報告等については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告は終わります。

◎行政報告

○議長（松崎 熱君）　日程第5、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君）　行政報告を申し上げます。

豊原の久原地先にあります千葉県指定史跡の油殿古墳群の土地1万1,036平米について、本年1月21日に無償譲渡を受けましたのでご報告いたします。

油殿古墳群は、昭和52年3月千葉県指定史跡に指定され、睦沢町森に在住の田中洋一氏が所有、管理をしておりましたが、このたび史跡の有効的な活用のため寄附したい旨の申し出がございました。寄附を受けるに当たり、町としては場内で検討を重ねる一方、千葉県をはじめとする各関係機関から事例状況及び意見を参考する中で、学術的な価値が高く、将来的に歴史遺産として稀少な価値を有するものであり、町有地として史跡の保存と有効活用を可能とするため、寄附の申し出を受けることといたしました。

なお、今後の活用方法につきましては、郷土の古代史に親しみ、学べる場とし、交流人口の増加が図れるよう有効活用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松崎 熱君）　これで行政報告は終わりました。

◎施政方針

○議長（松崎 熱君）　日程第6、施政方針を行います。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君）　本日、ここに平成26年第1回定例議会の開会に当たり、平成26年度予算案並びに議案についてのご審議をお願いするに先立ちまして、所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、このたびの町長選挙におきまして、議員各位並びに多くの町民の皆様から力強いご支援とご厚情をいただき、当選させていただくことができました。衷心より厚く御礼申し上げますとともに、改めて身の引き締まる思いがしております。私は、これまでの行政経験を生かし、持続可能な行財政運営を目指して、誰もが健康で生き生きと安全に暮らせる町づくりを進めてまいります。そして、常に初心を忘れることなく、山積する課題の解決に全力を傾注してまいる所存でございます。議員各位並びに町民の皆様には一層のご支援とご協力

を賜りますようお願い申し上げます。

我が国の経済状況は、景気が緩やかに回復しており、その先行きについては、輸出が持ち直しに向い、各種政策の効果が下支えする中で、家計所得や投資が増加し、景気の回復基調が続くことが期待されるとしております。

このような状況を踏まえ、国では、今後の経済財政運営に当たっては、経済成長につながる施策を果断に実行していくとともに、未来に向けて持続可能な制度を構築し、デフレ脱却、経済再生と財政健全化の好循環を達成していくことが重要であるとしております。

また、地方財政については、経済再生に合わせ、リーマン・ショック後の危機対応モードから平時モードへ切りかえを進めていくため、歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど、歳入面、歳出面における改革を進めています。

こうした中にあって、景気回復の実感は、中小企業、小規模事業者や地域経済にはいまだ十分に浸透しているとは言えず、物価動向についてもデフレ脱却は道半ばの状況にあります。

本町におきましても、個人町民税、法人町民税をはじめとした町税の総額は前年度に比較し減額となっており、依然として自主財源の確保は厳しく、さらに、依存財源の普通交付税につきましても增收は見込めないものとなっております。したがいまして、各基金からの繰り入れあるいは過疎対策事業債等の借り入れによる財源措置を行わざるを得ない状況となっているところでございます。

このような厳しい財政状況ではございますが、平成26年度予算につきましては、継続事業はもとより新規事業につきましても、基本計画、実施計画等との整合を図りながら通常予算を編成いたしました。今後の行政運営につきましては、「安心で魅力あるまちづくり」「活気あふれたまちづくり」「豊かな自然と調和した快適なまちづくり」「いきいきと元気に暮らせるまちづくり」「人と文化が輝く人間性豊かなまちづくり」「共に助け合う、ふれいあのあるまちづくり」の6つの柱を掲げさせていただきました。

まず、「安心で魅力あるまちづくり」では、町の活性化につながる圏央道インターへのアクセス道路の整備と高度成長期に建設された道路や橋などについて、道路ストックの総点検を実施し、安全なインフラの提供に努めてまいります。

土地の地籍を明らかにする地籍調査については、住民の理解と協力を得ながら事業を推進してまいります。巡回バス及び予約制乗り合いタクシーについては、利用者の総数は増加しておりますが、今後も安全を第一によりよい運行を目指してまいりたいと考えております。

次に、「活気にあふれたまちづくり」では、国は国内農業の国際競争力向上を目指し、さらに構造改革を加速させていくことが必要であるとしています。このため、今後はさらに担い手への集積、集約化を図るなど、農地の大規模化に向けた取り組みの必要性が高まってまいります。

本町の基幹産業である稲作につきましては、年々就農者の高齢化、後継者不足、農業機械等の設備投資など身近な問題で離農を余儀なくされる農家がふえています。このようなことから、引き続き営農組織づくりを推進し、営農組合や認定農業者など大規模農業経営に対する支援を行い、担い手育成を図ってまいります。

また、耕作放棄地につきましては、その解消に努めるとともに、活用方法について検討してまいります。

次に、農地・水・環境保全対策については、その名称が多面的機能支払いとして改められ、現行制度は維持

されることとなりました。本事業を導入した地区では、共同作業が年々定着しつつあり、これによって農振農用地の維持、農業用水路等の修繕あるいは農村環境の保全など、さまざまな面での波及効果をもたらしていることから、導入地区の拡大推進に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、健全で活気ある商店街づくりを目指し、商工会を通じて金融指導や経営改善指導を行うとともに、資金融資に対する利子補給を行い、商工業活性化に向けた商店づくりへの支援をしてまいります。

観光分野におきましては、圏央道の波及効果を最大限生かしながら、観光施設やゴルフ場との連携を強化するとともに、長生地域観光連盟や中房総観光推進ネットワーク協議会と連携した観光PRに努めてまいります。

また、町からの情報提供につきましては、マスコットキャラクターを積極的に活用し、町のアピールや観光の集客に努めてまいります。

次に、「豊かな自然と調和した快適なまちづくり」では、災害時の情報を的確に住民に伝えるため、防災行政無線のデジタル化への移行を進めてまいります。

また、減災の一つとして、一般住宅の耐震化を推進するため、耐震診断や耐震改修工事に要する経費の一部を助成してまいります。

人口減少対策につきましては、定住人口の増加と地域の活性化を図るため若者の定住を促進するとともに、米満住宅跡地の利活用に努めてまいります。

次に、「いきいきと元気に暮らせるまちづくり」では、各種検診事業について、受診の増進を図り疾病の早期発見に努めるとともに、予防接種事業については、B型肝炎予防ワクチンの接種を新たに追加し、元気に暮らせる町づくりを進めてまいります。

平成26年度では、新たに子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育てが抱える課題の解決に取り組んでまいります。

障害者福祉では、総合支援法に基づき、障害者の状態に応じた介護プランの作成やサービスの提供、医療費の現物給付化など、利用者の利便性の向上に努めてまいります。

4月の消費税の引き上げに伴う低所得者や子育て世帯に対する臨時特別給付金の支給については、万全を期してまいります。

次に、「人と文化が輝く人間性豊かなまちづくり」では、急速な少子化に伴い、小学校の小規模化が進む中、統合問題につきましては、子供の視点に立ったよりよい教育環境の整備を推進するため、議会や町民の皆様のご理解をいただきながら、学校適正配置と児童の安全確保に向け、取り組んでまいります。それまでの間は、小集団を生かした教育の充実を図るため、一人一人に合ったきめ細かな学習支援を行う一方、大集団による教育を実施するため、学校間の連携を図ってまいります。

また、これからの中長期的な国際感覚づくりの一環として、国際理解教育事業や海外交流研修事業を、また、子供の個性伸張と生きる力を育む教育の推進のため、地域の伝統工芸、文化の継承や漢字日本一を目指す、キラリ輝く長南っ子事業を引き続き実施してまいります。

社会教育につきましては、町民の学習ニーズに応え、子供からお年寄りまでより充実した時間を過ごせるよう多様で質の高い学習機会の確保に努めます。

また、施設がより効果的に利用されるよう、夜間の開放をはじめ、多くの町民の皆様が使いやすいものとなるよう改善を図ってまいります。

青少年の健全育成では、児童・生徒が自ら考え主体的に判断し、行動するための資質や能力の向上のため、青少年育成団体や学校との連携強化を図り、引き続き各種体験事業を進めてまいります。

伝統文化の継承と振興では、町内に所在する文化財を保護するため巡視、調査など直接的な保護活動を行うほか、文化財を広く一般に普及するために、郷土資料館等で展示、イベント活動を行います。

社会体育事業につきましては、町民のスポーツの普及や健康づくりの行動拠点として、陸上競技場等体育施設の適正な維持管理を図ってまいります。なお、老朽化の著しい施設、特にテニスコート、トイレ、倉庫棟及び野球場バックスクリーンなどの改修を行い、施設の機能強化を図ってまいります。

次に、「共に助け合う、ふれあいのあるまちづくり」では、行財政改革として平成21年度に策定しました第4次行財政改革も仕上げの段階となり、最終年度を迎えることとなります。実施項目の徴収率の向上につきましては、昨年度は前年度を上回る徴収率となり一定の成果が見られました。引き続き、国税専門官OBを臨時職員として配置することにより、徴収の強化を図ってまいります。

また、税の納付形態につきましては、昨今の社会情勢の多様な変化に応じ、納税者の利便性を高めるため、コンビニ収納制度を新たにこの4月1日から導入してまいります。

最後になりますが、本町は昭和30年2月11日に1町3村が合併し、平成27年2月に合併60周年を迎えます。長南町のさらなる発展へ向けた事業として、合併60周年記念事業を実施したいと考えております。

以上、平成26年度を迎えるに当たり、町政に関する基本姿勢を述べさせていただきました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで施政方針は終わりました。

◎議案第1号～議案第22号の上程、説明

○議長（松崎 熱君） 日程第7、議案第1号 長南町職員の再任用に関する条例の制定についてから日程第28、議案第22号 平成26年度長南町ガス事業会計予算についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 議案第1号から議案第22号までの議案について、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町職員の再任用に関する条例の制定についてでございますが、本案は公的年金の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳に引き上げられたことに伴い、雇用と年金の接続を図るため、地方公務員法等の規定に基づき、高年齢者雇用に係る基本理念や事業主の責務規定などを踏まえ、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第2号 長南町使用料条例の一部を改正する条例について及び議案第3号 長南町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第4号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては関連がございますので、一括してご説明申し上げ

ます。

本3案は、消費税法及び地方消費税法の一部改正に伴い消費税の適正な転嫁を実施するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第5号 長南町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第6号 字の区域の変更についてでございますが、本案は利根里地区における圃場整備事業に伴い区域内の旧小字名の名称を変更しようとするものでございます。

次に、議案第7号 長南町道路線の廃止についてでございますが、本案は圏央道の建設に伴い圏央道の道路区域に取り込まれた3路線を廃止しようとするものでございます。

次に、議案第8号 長南町道路線の変更についてでございますが、圏央道の建設に伴いつけかえとなる12路線を変更しようとするものでございます。

次に、議案第9号 長南町道路線の認定についてでございますが、本案は圏央道の建設に伴い代がえ道路として新設された5路線を認定しようとするものでございます。

次に、議案第10号から議案第15号までは、平成25年度の各会計に係る補正予算に関するものでございます。

議案第10号の一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれに1,722万7,000円を追加し、予算の総額を43億4,262万2,000円にしようとするものでございます。本補正は、事務事業の執行に係る精算及び2月の降雪処理に要した災害復旧費の追加をするものでございます。

次に、議案第11号の国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それから4,433万4,000円を減額し予算の総額を12億1,769万2,000円に、議案第12号の後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれに316万6,000円を追加し予算の総額を9,748万5,000円に、議案第13号の介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それから5,869万4,000円を減額し予算の総額を10億1,295万3,000円に、議案第14号の笠森霊園事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれに364万8,000円を追加し予算の総額を6,339万円に、議案第15号の農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それから734万7,000円を減額し予算の総額を2億1,798万6,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第16号 平成26年度長南町一般会計予算についてでございますが、本予算につきましては、基本計画・実施計画等との整合を基本とした持続可能な行財政運営を念頭に編成させていただきました。

防災行政無線デジタル化をはじめ、地籍調査、道路ストック総点検などの事業を進めるとともに、教育施設整備基金への積み立ても行ってまいります。これにより、予算の総額を前年度に比較し1.2%、4,800万円増の39億8,700万円とするものでございます。

次に、議案第17号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、本予算は、保険給付費について、近年の給付状況を勘案した中で、予算の総額を前年度に比較し3.1%、3,800万円減の12億円とするものでございます。

次に、議案第18号 平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、本予算は、千葉県後期高齢者医療広域連合の平成26年度の特別会計予算に基づき、予算の総額を前年に比較し5.4%、495万

円増の9,700万円とするものでございます。

次に、議案第19号 平成26年度長南町介護保険特別会計予算についてでございますが、本予算は、高齢化の進展に伴い、利用者、認定者とも増加傾向にある中で、予算の総額を前年度に比較し0.9%、920万円増の10億6,220万円とするものでございます。

次に、議案第20号 平成26年度長南町笠森靈園事業特別会計予算についてでございますが、本予算は、墓所使用者の利便性と施設の充実を図る中で、予算の総額を前年度に比較し3.2%、180万円減の5,510万円とするものでございます。

次に、議案第21号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、本予算は、施設の長寿命化を図る中で、予算の総額を前年度に比較し0.9%、200万円増の2億1,640万円とするものでございます。

最後に、議案第22号 平成26年度長南町ガス事業会計予算についてでございますが、本予算は、本年度から大口需要の工場が1社ふえたことにより、販売量を前年度より1.7%増の877万1,000立方メートルと見込んでおります。収益的収入では、前年度と比較し6.0%増、収益的支出では4.7%増の予算編成とするもので、年度末純利益については241万1,000円を見込んでおります。資本的収支では、前年度に引き続き安定供給の確保に対応するための工事費を計上し、白ガス管入れかえ工事を推進してまいります。

以上が今回定例会に提案しております22案件の概要でございます。詳細につきましては、それぞれ担当室長から説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで提案理由の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は9時55分を予定しております。

（午前 9時37分）

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時55分）

○議長（松崎 熱君） 議案第1号の内容の説明を求めます。

総務室長、田中英司君。

〔総務室長 田中英司君登壇〕

○総務室長（田中英司君） それでは、議案第1号 長南町職員の再任用に関する条例の制定について、内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号 長南町職員の再任用に関する条例の制定について。

長南町職員の再任用に関する条例を次のように制定する。

平成26年3月4日提出。

長南町長、平野貞夫。

最初に、この条例を提出するまでに至った概要をご説明させていただきたいと存じます。

公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴いまして、無収入期間が発生しないよう雇用と年金の接続を図るため、また、人事の新陳代謝を図り、組織活力を維持しつつ職員の能力を十分に活用していくため、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員につきましては、高年齢者雇用に係る基本理念及び事業主の責務規定などを踏まえまして、再雇用するための条例の整備を新規に制定する内容とするものでございます。

また、国からの要請に基づき、先般お願い申し上げました給与の時限的な臨時特例の減額の支給条例を提案させていただきましたけれども、今回も同様、いよいよこの全国的な年金制度の移行の時期を迎えて、昨年3月29日、地方公務員の雇用と年金の接続を確実にするため、この閣議決定を踏まえた必要な措置を講じるよう、要請書が全国の市町村に通達されております。

この制度の大きな効果は、民間企業等では、日本の誇る歴史的かつ必要不可欠な技術の伝承がうまくいかない面などを補うため再雇用制度を確立しておりますが、公務員の業務も同様、職員が培ってきた多様な専門的知識や経験を生かした分野での次世代への継承、業務遂行に支障の生じない範囲での適切な運用が行えるなど、有意義な側面で活用できることとなります。

ちなみに、県下での条例未制定市町村は54団体中5団体のみとなっており、既に県内では90.1%が条例制定済みでございます。全国的にも平成26年3月現在、実に90%と高い条例の制定、整備率となっております。

それでは、議案書の見開きの2ページをごらんいただきたいと思います。

この条例の構成につきましては、全部で4条の構成となっており、基本的な条例項目をうたっている内容となっております。

まず、第1条の趣旨でございますが、この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第221号。以下「法」という。）第28条の4第1項並びに同条第2項及び第3項の規定に基づき、職員の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に關し、必要な事項を定めるものとするものでございます。

次に第2条、これにつきましては定年退職者に準ずるものとの内容でございます。本文では、法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち、勤続期間等を考慮して、法第28条の2第1項の規定により退職した者または法第28条の3項の規定により勤務した後、退職した者に準じて再任用を行うことができるものは、次に掲げるものとするものでございます。

この次の各号では、それぞれ雇用する対象基準となる対象者を表記してございます。

第1号では、25年以上勤務して退職した者であって当該退職した日の翌日から起算して5年を経過するまでの間にある者でございます。

第2号では、前号に該当する者として再任用されたことがある者（前項に掲げる者を除く）とするものでございます。

次に、第3条につきましては、任期の更新についてうたってございます。再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとするもので、これにつきましては採用基準を記述してございます。

第2項では、再任用の任期の更新を行う場合にはあらかじめ職員の同意を得なければならないとするもので

ございます。

最後の第4条につきましては、任期の末日をうたっております。再任用を行う場合または再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、そのものが年齢65歳に達する日以降における最初の3月31日以前でなければならない。これにつきましては、この条項は再任用の再雇用上限は65歳までとするものでございます。

附則の施行期日、附則第1項といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するとするものでございます。

以降、附則第2項以降につきましては、この新規条例の制定に伴いますそれぞれ関連する4本の条例の一部改正を行うものでございます。

まず1点目は、附則第2項といたしまして、長南町職員の定年等に関する条例の一部改正を行うものでございます。参考資料の新旧対照表1ページ、これもあわせましてごらんいただきたいと思います。

この長南町職員の定年等に関する条例（昭和58年長南町条例第12条）の一部を次のように改正するものでございます。

第1条中、「、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項」、これを「及び第28条の3」に改めるものでございます。

次に、第5条を削りまして第6条を第5条とするものでございます。これは、今まで定年退職者の再任用の雇用の関係をこの条項で、第5条でうたっておりましたが、今回、この再任用に関する条例を新規に特化するような形で条例を新規に制定するものでございます。これに伴いまして、この第5条を削除するものでございます。

附則第3項は、本文の条項ずれから削るものとなります。

続きまして、2本目、附則第3項でございます。議案書の3ページ5行目から職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

あわせまして参考資料の見開き3ページもごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、再任用職員の勤務条件を地方公務員に準じて条例で定めることから一部改正をお願いするものでございます。

これ以降につきましては、この参考資料、新旧対照表での主な改正箇所でご説明させていただきたいと思います。見開き新旧対照表3ページをごらんいただきたいと存じます。

第2条の1週間の勤務時間の内容でございますが、再任用職員の勤務時間に規定する内容の条項を新たに追加するもので、第3項として、このいわゆる再任用職員の短時間勤務の時間を定めるものでございます。後段部分の再任用短時間職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず休憩時間を除き4週間を超えない期間につき、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定めるとするものでございます。

次に、第3条、週休日及び勤務時間の割り振り及び第4条の関係でございますが、この改正内容は、再任用の短時間職員のフルタイム、いわゆる一般の職員と同様、1日につき7時間45分を超えない範囲で勤務時間を割り振るとするものでございます。

続きまして、4ページ、第12条の年次休暇の関係でございますけれども、これにつきましては、再任用職員の休暇日数及び年次休暇の1時間単位などについても規則で定めることにより勤務条件を整備するものでござ

います。

3本目でございます。3本目につきましては、附則第4項といたしまして、これにつきましては、議案書3ページの下から14行目から議案書の8ページまでに及ぶものでございます。これにつきましては、長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

あわせまして参考資料の見開き、6ページもごらんいただきたいと存じます。これにつきましては、給料月額あるいは諸手当など5つの内容の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、参考資料によりまして6ページをごらんいただきたいと思います。

最初は再任用職員の給料月額関係でございます。この再任用職員の給料月額、第6条の2で新たに給料月額の項目を追加するものでございます。一般行政職給料表の一番下の行に、再任用職員の職務の級に応じた給料表を設けるものでございまして、給料月額の具体的な内容につきましては、参考資料の10ページをごらんいただきたいと思います。それとあわせまして、議案書の8ページですね。6ページから8ページのこの給料表を簡略化したものが10ページの給料表でございます。この給料表全体の一番左側の部分、ここにこのところに職員の区分という欄を設けさせていただきます。ここに、一番下の行に再任用職員の欄を新設しまして、階級ごとにそれぞれ1級から8級まで、1級18万5,800円から8級の38万7,100円を設けるものでございます。

続きまして、参考資料6ページにお戻りいただきまして、第6条の2の第2項の部分でございます。この第2項の中段部分から同法の規定による給料月額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたものの勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。すなわち、短時間勤務職員、再任用職員の1時間当たりに換算して計算された額を勤務時間に乘じて給料額とする内容となっておるものでございます。

2番目、諸手当の2番目関係につきましては、時間外勤務手当の割り増し関係の内容でございます。これについては、第13条で一般職では時間によってそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で、規則で定める割合により割り増し金額となるが、再任用の職員には100分の100とすることで、時間外の勤務の割り増し規定はございません。

次に、参考資料による7ページから8ページをごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、期末手当及び勤勉手当の特別手当の関係でございます。これについては、現在第18条で一般職の期末手当及び19条で勤勉手当の関係の支給月額を定めるものでございます。これについて、再任用職員では、それぞれの支給月額を読みかえる規定をここで改正しているものでございます。

この第18条の第3項で期末手当、これにつきましては6月分の期末手当、100分の122.5あるものを再任用では100分の65、それと12月期の期末手当について一般職では100分の137.5とするものを100分の80として読みかえるものでございます。

第19条、次の8ページで勤勉手当、これにつきましては、一般職、6月期100分の67.5、これを100分の32.5とそれぞれ6月期、12月期の勤勉手当を読みかえる規定となっております。すなわち、現在一般職の期末勤勉手当の特別手当、全部合計しますと3.95月分を支払っておりますけれども、再任用職員では全部あわせて2.10月分とするする内容の一部改正でございます。

続きまして、見開きの、新旧対照表8ページの通勤手当の関係でございます。これについて、再任用職員に

も通勤手当を支給する定めをするものでございます。

最後の関係なんですけれども、これについては再任用職員の手当関係の適用除外でございます。これについては、第20条の6で、第10条、第10条の2の扶養手当、第10条の4の住居手当、第10条の5の単身赴任手当、これを支給しないとする内容の適用除外の関係でございます。

4本目は、附則第5号といたしまして、職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行うものでございます。これについては、議案書の9ページの箇所、あわせて参考資料の見開きの11ページをごらんいただきたいと思います。これは、先ほどの諸手当関係、長南町一般職の給与等に関する条例の一部改正に伴いまして、その改正の中での条項がそれぞれ新設されることによる条項ずれが生じたことによる、この影響する育児休暇に関する引用条項の繰り下げによるものでございます。育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例の第16条中、この表の新旧対照表の左側欄に表記されている表の中の第18条第3項、第18条第4項、第18条第5項、現行の右側の部分、これが左側に条項ずれによりそれぞれ1項ずつずれまして、18条第3項が18条第4項へ、18条第4項が18条第5項へ、18条第5項が18条第6項へと1項ずつ繰り下げとなるものでございます。

次に、第18条の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員について給与条例の特例に関するものでございます。これにつきましては、第18条の表中の一番下の下段に、字句、給与条例の一部改正に伴いまして、第20条の6が新規に追加されることにより、表欄の字句の読みかえ規定をこの下段のほうに新たに内容を追加することによる一部改正によるものでございます。

以上、議案第1号 長南町職員の再任用職員に関する条例の制定について、内容の説明を終わらせていただきます。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議を賜りましてご可決をくださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） ここで議案第1号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第2号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

[企画財政室長兼政策室長 常泉秀雄君登壇]

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） それでは、議案第2号 長南町使用料条例の一部を改正する条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 長南町使用料条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年3月4日提出。

長南町長、平野貞夫。

まず、制定の趣旨、経緯でございますけれども、消費税法及び地方消費税法の一部改正に伴いまして、税率の改正が平成26年4月1日から施行されることによりまして、消費税の適正な転嫁を実施するため、条例の一部改正をしようとするものでございます。内容といたしましては、行政財産及び公の施設の使用料は、現行条例では基準額に100分の105を乗じた額、10円未満切り捨てとなっておりますけれども、乗じた額の総額表示となっております。したがいまして、今回の改正につきましても基準額に税率引き上げ分の3%を加算した100

分の108を乗じた額、これも10円未満を切り捨てた額の総額表示とさせていただくものでございます。

11ページになります。

長南町使用料条例の一部を改正する条例。

長南町使用料条例の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表2を次のように改める。

別表の全部を改正させていただくものでございます。

別表の第1は行政財産、別表第2は公の施設の使用料を規定しております。

次の12ページ以降、16ページまで、それぞれ基準額に100分の108を乗じた額をお示ししてございます。

今回の内容として、今回の改正によりまして、一番上昇幅が大きいものといたしましては、町外の方が野球場を使用する場合で、7,350円から7,560円となりまして、210円の引き上げとなります。ご説明する内容につきましては、基準となる額についてのご説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

別表第1でございます。別表第1は行政財産でございますけれども、庁舎、中央公民館等ということでございます。

まず、土地の使用料でございますが、基準額は1000分の3でございます。これは変更ございません。なお、土地の使用料につきましては非課税となっております。

次の、建物使用料につきましてでございますけれども、まず建物使用料につきましては、基準額は1000分の5となっておりますので、1000分の5.4というふうなことになります。

また、自動販売機につきましては、1台1年につきまして5,000円でございます。

次に、別表第2でございます。公の施設でございますが、まず、農村環境改善センターでございます。農村環境改善センターにつきましては、8時30分から12時30分、12時30分から17時、17時から21時というふうなことで区分して、時間の区分がございます。これにつきまして、8時30分から17時につきましては、それぞれの内容で同額となっております。

まず、多目的ホールでございます。8時30分から17時までにつきましては、基準額は1,500円でございます。17時以降21時までが2,250円でございます。

次の和室大会議室でございますが、8時から17時までの間は1,000円でございます。17時以降は1,500円。

和室小会議室でございます。8時30分から17時までの間は500円、17時以降21時は750円。

農産加工室でございます。8時30分から17時は1,200円でございます。17時以降は21時までは1,800円でございます。

農事研修室でございます。8時30分から17時は500円、17時以降は21時までは750円。

生活研修室でございます。8時30分から17時までは500円、13ページになりますが、17時から21時までは750円でございます。

野営場につきましては、町内の利用者と町外の利用者に分かれておりますが、町内の利用者につきましては無料になっております。まず、テント1張りにつき1回でございますが、町外は500円でございます。普通型でございます。また、大型につきましては1,000円でございます。また、人当割、1人につき1回、大人でご

ざいますけれども200円、子供は100円となっております。

中央公民館では、図書室の使用は無料でございますので、そのまま変更はございません。

会議室でございます。会議室につきましては、8時30分から17時の間はそれぞれ250円、17時から21時は350円でございます。

講義室でございます。8時30分から17時は500円、17時から21時まで750円でございます。

視聴覚室も講義室と同様でございますが、8時30分から17時は500円、17時から21時は750円でございます。

講堂につきましては8時30分から17時までの間はそれぞれ1,500円、17時から21時は2,250円でございます。

調理実習室につきましては、8時30分から17時1,000円、17時から21時は1,500円でございます。

研修室につきましては、8時30分から12時半1,000円でございます。14ページになります。同じく12時30分から17時の間は1,000円でございます。17時から21時につきましては1,500円でございます。

集会室でございます。集会室につきましては、8時半から17時までの間はそれぞれ250円、17時から21時は350円でございます。

講座室につきましては、8時30分から17時までの間それぞれ500円でございます。17時から21時は750円でございます。

次に、スポーツ施設でございますが、まず野球場でございます。野球場につきましては、高校生以下と一般、また、町内と町外にそれぞれ分かれております。まず、高校生以下でございますけれども、町内の方につきましては、8時半から17時までそれぞれ2,300円でございます。町外の同じ時間帯でございますけれども、4,600円。一般の方につきましては、町内3,500円、町外7,000円でございます。

長南テニス場、三原台テニス場につきまして、1面でございますけれども、高校生以下につきましては、町内それぞれ750円、町外、それぞれ1,500円でございます。一般では、町内がそれぞれ1,500円、町外がそれぞれ3,000円でございます。

陸上競技場でございます。高校生以下、町内の方はそれぞれ750円でございます。15ページになります。高校生で町外の方はそれぞれ1,500円。一般の方で町内の方につきましては1,500円、町外の方は3,000円となっております。

ゲートボール場1面、町内の方は無料でございます。これにつきましては変更ございません。町外の方につきましては、8時から17時の間それぞれ1,000円でございます。

次に、体育館でございますが、これも高校生以下と一般に分かれ、またその中でも町内と町外に分かれております。まず、高校生以下の町内の方でございますけれども、8時30分から17時の間はそれぞれ1,000円、17時から21時は1,500円、町外の方は8時30分から17時の間それぞれ2,000円、17時から21時は3,000円でございます。一般の方になりますが、一般、町内の方は8時半から17時までそれぞれ1,500円、17時から21時までは2,250円でございます。町外の方は、8時半から17時それぞれ3,000円、17時から21時は3,800円となっております。

次に、B&G海洋センターのプールでございますけれども、まず高校生以下でございます。町内の方は無料で、これについては変更ございません。また、町外の方1人1回につきましては、9時から12時、13時から17時それぞれ100円でございます。100円でございますので、今回につきましても使用料の上昇は、増分はござい

ません。18時から21時につきましては150円でございます。16ページをお願いいたします。B & G海洋センターのプールの一般の方でございますが、町内は、9時から12時、13時から17時につきましては200円、18時から21時につきましては300円でございます。町外の方は、9時から12時、13時から17時につきましてはそれぞれ400円、18時から21時につきましては600円となっております。

附則といたしまして、施行期日でございますけれども、この条例は、平成26年4月1日から施行する。経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に使用の許可を受けているものに係る行政財産及び公の施設の使用についてはなお従前の命によるものでございます。

なお、この改正に伴います新たな使用料につきましては、町広報等への掲載、各施設でのお知らせなどにより周知してまいりたいと考えております。

また、参考資料でございますけれども、13ページから21ページに現行と改正案の対照表をお示ししてございます。誠に恐縮でございますけれども、後ほどごらんいただきたいと存じます。

大変雑駁でございましたが、以上で議案第2号 長南町使用料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） ここで議案第2号の内容の説明が終わりました。

次に、議案第3号の内容の説明を求めます。

産業振興室長、岩崎 彰君。

[産業振興室長 岩崎 彰君登壇]

○産業振興室長（岩崎 彰君） それでは、議案第3号 長南町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容の説明をさせていただきます。

議案書の17ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第3号 長南町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年3月4日提出。

長南町長、平野貞夫。

次の18ページをお開きいただきたいと思います。あわせまして、別冊の参考資料23ページをお開きいただきたいと思います。

まず、提出の理由でございますが、別冊の参考資料23ページの下段をごらんになっていただきたいと思います。本条例の改正案でございますけれども、消費税法の改正により、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%への引き上げに伴い、長南町農業集落排水処理施設の使用料の基本料金と単位料金の税込み料金につきまして、税抜き使用料は現行のまま据え置き、税率変更による引き上げ分を加算した税込み料金に改正するものでございます。

内容につきまして、同じく参考資料の23ページ、新旧対照表の改正案で説明させていただきたいと存じます。

第17条、使用料の算定でございまして、使用料は消費税を含む月額の総額表示となっております。この新旧対照表は、右側が現行で左側が改正案となってございます。改正内容につきましては、下線部の基本料金と单

位料金の改正をさせていただくもので、先ほど申し上げましたとおり、消費税率引き上げ分の3%分を加算した消費税率8%の税込み料金とさせていただくものでございます。

1号の一般家庭基本料金1戸当たり現行が2,100円、改正案では2,160円に、世帯人員1人当たり525円を540円に、2号では事業所等基本料金1戸当たり汚水量10立方メートルまで2,100円を2,160円に、超過使用料、1立方につき126円を129円に改めるものでございます。

議案書の18ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございますが、施行日は平成26年4月1日から施行するものでございます。

2項では、経過措置といたしまして、施行日前から継続して使用している農業集落排水処理施設の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定するものに係る使用料についてはなお従前の例によるという内容でございまして、4月1日から4月30日まで継続して使用している場合は、従前の5%が適用されるというものでございます。これは、農集の事業所等につきまして経過措置が関係いたします。事業所等につきましては、上水道の使用料と同じ量を農集の汚水処理量として料金をいただいておるところでございます。つまり、検針日が4月1日の施行日をまたぐことになります。4月30日までに確定した場合は、現行の5%の消費税が加算されるということになるものでございます。また、検針日が4月30日後となる場合は、前回の確定から4月30日までの月数と4月30日後の確定するまでの月数と、月割りの計算により経過措置の5%が対象となるということとなっております。

以上が、長南町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。大変雑駁な説明でございますが、ご審議賜り、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第3号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第4号の内容の説明を求めます。

ガス事業室長、墨田好美君。

[ガス事業室長 墨田好美君登壇]

○ガス事業室長（墨田好美君） それでは、議案第4号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容のご説明をさせていただきます。

議案書の19ページをお願いいたします。あわせて参考資料の24ページをごらんいただきたいと思います。

議案第4号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町ガス供給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年3月4日提出。

長南町長、平野貞夫。

この提出の理由でございますけれども、参考資料25ページをごらんいただきたいと思います。

消費税法の改正により平成26年4月1日から消費税率が5%から8%への引き上げに伴い、ガス料金表の基本料金と基準単位料金の税込み料金を改正するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、20ページをお願いいたします。

長南町ガス供給条例の一部を改正するもので、別表第2中、第3項から第5項までを次のように改めるものでございます。ガス料金につきましては、料金表A、B、Cというふうに分かれてございます。第3項、料金

表Aでは、使用量がゼロ立方メートルから25立方メートルまで、第4項の料金表Bでは、使用量が25立方メートルを超え250立方メートルまで、第5項の料金表Cでは、使用量が250立方メートルを超える場合というふうになってございます。それぞれ基本料金と基準単位料金が定められております。

この表の中の税抜き料金、この欄の変更はございません。この料金に8%の消費税を加えた料金が税込み料金となり、この料金を今回改正させていただくものでございます。

この条例の施行日につきましては、平成26年4月1日とさせていただきます。

経過措置でございますが、改正後の長南町ガス供給条例第22条及び第23条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給しているガスの使用で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されたものについてはなお従前の例によるものでございます。これであります、4月1日の前から引き続きガスを使用している場合は、4月検針分の使用料はこれまでと同じ5%の消費税でございます。5月検針分の使用料から8%の消費税が適用となるものでございます。

なお、4月1日以降に新たにガスを使い始めた方は、4月検針分から8%の消費税が適用となるものでございます。

以上が長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の内容でございます。大変雑駁な説明でございますが、ご審議賜り、ご可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（松崎　勲君）　これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第5号の内容の説明を求めます。

生涯学習室長、石野　弘君。

[生涯学習室長　石野　弘君登壇]

○生涯学習室長（石野　弘君）　それでは、議案第5号　長南町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の22ページをお開きください。

議案第5号　長南町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年3月4日提出。

長南町長、平野貞夫。

次に、23ページをごらんください。あわせまして、参考資料の27ページをごらんいただきたいと存じます。

提出理由でございますが、参考資料の27ページの下段をごらんください。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、社会教育委員法の一部改正が行われたことに伴い、社会教育委員の委嘱の基準を規定しようとするものでございます。

では、条文の内容をご説明させていただきます。

現行の第1条中に根拠法令の規定を加えまして、第1条社会教育委員法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、長南町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に社会教育委員（以下「委員」という。）を置くと改めるものでございます。

次に、現行の第2条の見出しの委員の定数及び任期を、第2条定数等、第3条任期と見出しをそれぞれ区分いたしまして、第2条、委員の定数は16人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱すると改め、今回の主たる改正原因であります社会教育委員の委嘱の基準を規定しようとするものでございます。

続きまして第3条、委員の任期を2年として、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の在任期間とすると新たに条文を加えたことにより、現行の第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げたものでございます。

最後に附則でございますが、この条例の施行日は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第5号 長南町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容のご説明をさせていただきました。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜り、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） ここで、議案第5号の内容の説明は終わりました。

次に議案第6号の内容の説明を求めます。

総務室長、田中英司君。

〔総務室長 田中英司君登壇〕

○総務室長（田中英司君） それでは、議案第6号 字の区域の変更について、内容の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の24ページをお開きください。

議案第6号 字の区域の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、団体営土地改良事業農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、利根里地区における本町内の区域を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出。

長南町長、平野貞夫。

この事業につきましては、ご案内のとおり農山漁村活性化プロジェクト支援交付金利根里地区の土地改良事業の施行に伴うものでございまして、平成22年度から平成25年度までの4カ年事業で、事業費1億9,569万円、事業面積8.1ヘクタールの土地改良事業を実施いたしましたところでございます。

したがいまして、この工事関係の終了に伴います次の段階として、字の区域の変更が必要となりますので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

字界の変更等の事務にかかる内容につきましては、平成15年から千葉県知事からの権限移譲に伴いまして、知事への届け出処理は省略され、今後、市町村議会の議決を経て市町村長の告示行為で本年8月ごろの換地処分報告をしていくというような今後の事務の流れとなっております。

それでは、議案書の25ページから29ページまでの変更調書をごらんいただきたいと思います。

この圃場整備事業区域内の旧大字坂本、小字、それぞれ9つございます。楠ヶ谷、脇ノ谷、利根里中、小谷、利根里川間、谷川間、小芝、利根里川田、船戸、以上この9つの旧小字、この全部の筆数306筆全てが今度新しくこの旧から新の小字利根里へと名称変更となる変更調書の形でお願いするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたけれども、ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお

願いいたします。

○議長（松崎 勲君） これで議案第6号の内容の説明は終わります。

暫時休憩します。再開は11時10分を予定しております。

（午前10時54分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

○議長（松崎 勲君） 議案第7号から議案第9号までの内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

[地域整備室長 松坂和俊君登壇]

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、議案第7号 長南町道路線の廃止につきましての内容のご説明をさせていただきます。

議案書の30ページをお開きください。

議案第7号 長南町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、長南町道路線を別紙のとおり廃止することについて、議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出。

長南町長、平野貞夫。

この道路法の規定につきましては、町道における路線の廃止、変更、認定がある場合は議会の議決をお願いするもので、今回は、圏央道建設に伴い廃止3路線、変更12路線、認定5路線の計20路線をお願いしております。この道路法第10条第3項の規定は、道路線の廃止と変更が生じたときで、廃止の3路線から説明させていただきます。

次の31ページをごらんいただきたいと存じます。

町道廃止路線調書でございます。町道廃止路線の内容でございます。その他3級町道でございまして、2ブロック、これは豊栄地区となります。岩川地先1路線、関原地先2路線、計3路線で整理番号は392、537、551となっております。

次の32ページをお願いいたします。

整理番号392が3級町道岩川6号線、537が3級町道関原5号線、551が3級町道関原19号線となります。今回、廃止をお願いいたしますこの3路線につきましては、圏央道の建設に伴い、圏央道の道路区域に取り込まれるため、廃止をお願いするものでございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

議案第8号 長南町道路線の変更につきまして、内容の説明をさせていただきます。

議案第8号 長南町道路線の変更について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、長南町道路線を別紙のとおり変更することに

について、議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出。

長南町長、平野貞夫。

道路線の変更をお願いするもので、道路線の変更につきましては12路線でございます。

次の34ページをお開きください。

町道変更路線調書でございます。町道変更路線の内訳でございますが、その他3級町道でございまして、2ブロック、豊栄地区の12路線で、整理番号は記載のとおり479から696となっております。須田地先3路線、米満地先3路線、関原地先が3路線、岩川地先3路線、計12路線となっております。

次の35ページから36ページをごらんいただきたいと思います。

左側の整理番号479の路線名3級町道須田4号線から、次の36ページになりますが、696の3級町道岩川43号線までの記載をさせていただいております。今回、変更をお願いいたします12路線につきましては、圈央道建設に伴い町道のつけかえとなり、起点、終点の地番の表示、道路延長、道路幅員の変更をお願いするものでございます。

内容につきましては、変更内容を新旧対照表で記載しております。後ほどごらんいただきたいと思います。

次の37ページをお願いいたします。

議案第9号 長南町道路線の認定につきましての内容説明をさせていただきます。

議案第9号 長南町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、長南町道路線を別紙のとおり認定することについて、議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出。

長南町長、平野貞夫。

この道路法第8条第2項の規定は道路線の認定が生じたときで、今回は5路線の認定をお願いするものでございます。

次の38ページをごらんいただきたいと思います。

町道認定路線調書でございます。町道認定路線の内訳でございます。その他3級町道でございまして、2ブロック、豊栄地区5路線で整理番号が1609、1610、1611、1612、1613の5路線で、岩川地区2路線、須田地先1路線、関原地先2路線の内容でございます。

路線名につきましては、次の39ページをお願いいたします。

左上、1609が3級町道岩川64号線から1613が3級町道関原31号線になりますが、この路線でございます。

認定をお願いいたします路線名は、今申したとおり5路線です。今回、これらの路線につきましては、圈央道建設につきまして代がえ道路として新設されたもので、町道の認定をお願いするものでございます。

認定の内容につきましては、起終点の地番表示、延長、幅員などを記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

なお、今回お願いいたします廃止、変更、認定の各路線の位置につきましては、図面を議員控室に張らせていただいております。後ほどご確認いただきたいと存じます。

以上、議案第7号 長南町道路線の廃止について、議案第8号 長南町道路線の変更について、議案第9号 長南町道路線の認定につきましての説明とさせていただきます。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議いただき、ご可決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで議案第7号から議案第9号までの内容の説明は終わりました。

次に、議案第10号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

[企画財政室長兼政策室長 常泉秀雄君登壇]

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） それでは、議案第10号 平成25年度長南町一般会計補正予算（第5号）の内容の説明を申し上げます。

議案書の40ページをお開きください。

議案第10号 平成25年度長南町一般会計補正予算について。

平成25年度長南町一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

平成26年3月4日提出。

長南町長、平野貞夫。

それでは、部冊の平成25年度長南町一般会計補正予算をお願いしたいと思います。

今回の補正予算の内容といたしましては、今年度の最終補正となりますので、全般を通して事務事業の精算によります減額補正と財政調整基金及び教育施設整備基金への積み立てが主たる内容となっております。

なお、民生費、農林水産業費、土木費、災害復旧費の各款において繰越明許費の設定をさせていただいております。

補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度長南町一般会計補正予算（第5号）でございます。

平成25年度長南町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,722万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ43億4,262万2,000円とする。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、地方債の補正でございます。地方債の変更は、第3表、地方債補正によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

6ページの第2表繰越明許費でございますが、3款民生費、子ども・子育て支援事業でございますけれども、子ども・子育て支援の新制度の運用に必要なシステムを改修するものでございますけれども、年度内の完了が見込めないことから繰り越しをお願いするものでございます。

5款農林水産業費、農山漁村活性化プロジェクト支援事業につきましては、地区内の土地所有者間の協議に

不測の期間を要したため、所有権移転登記が遅延し、年度内の完了が見込めないため繰り越しをお願いするものでございます。

7款土木費でございますが、道路改良事業では、町道利根里線の改良事業に際し水道及びガス管の移設時期の調整や降雪の影響により不測の期間を要したため、年度内の完成が見込めないことから繰り越しをお願いするものでございます。

10款災害復旧費でございます。災害復旧費では、道路災害復旧事業及び河川災害復旧事業について繰り越しをお願いするものでございます。昨年の台風26号によります道路及び河川の災害査定が今年の1月末に行われましたが、事業量が確定してからの工事発注となるため、年度内の工事の完成が困難であること、またこの2月の降雪に伴う、道路復旧工事につきましても予算措置後の工事発注となりますので、年度内完成が困難であることにより繰り越しをお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。過疎対策事業で実施しております町道利根里線道路改良事業及び保育所遊戯室改築事業の精算によりまして、過疎債の借り入れ額を1億3,200万円から1億2,610万円に減額するものでございます。また、農林施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業につきましても、事業量の確定によりましてそれぞれ、農林施設災害復旧事業では350万円から250万円へ、3,500万円から2,050万円へ減額するものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明申し上げます。

冒頭に申し上げましたけれども、平成25年度の最終補正となりますので、事業の精算、決算を見込んだ中の減額補正が多くなっております。また、人件費につきましても給料、職員手当等の精算をさせていただいております。誠に恐縮でございますけれども、事業の精算と人件費の精算の補正については、内容の説明を省かせていただきたいと存じます。

なお、広域市町村圏組合、九十九里地域水道企業団の負担金等につきましても今年度の精算による補正をお願いしております。

予算書16ページでございます。

まず、1款総務費、1項1目一般管理費では、8節報償費、叙勲等表彰祝賀会記念品代の減額でございます。対象者が少ないため祝賀会を次年度に見送ったことによるものです。11節の食糧費につきましてもこれに関連する減額でございます。12節役務費、14節使用料及び賃借料につきましては、不足が見込まれることから郵便料35万5,000円及び有料道路使用料10万8,000円を追加して補正をするものでございます。特定財源の国県支出金は、県移譲事務交付金の減額でございます。また、その他財源の減額は、長生農業管理センター解散に伴う分配金を他の科目に振りかえたことによるものでございます。

17ページに移ります。

5目財産管理費では、庁用車の燃料費及び整備代、エアコン等の修繕、光熱費で不足が見込まれることから11節需用費で23万2,000円、13節では町有地内の倒木伐採等の委託料で60万円、また、15節工事請負費では高圧充電設備に係る高圧引き込み設備改修工事107万7,000円の追加をお願いするものでございます。特定財源のその他の特定財源は、町有財産貸付収入の追加分となります。

9目防災対策費では、Jアラートに特別警戒警報が追加されたことに伴う保守管理委託料の増額分、66万9,000円をお願いするものでございます。特定財源の国県支出金57万4,000円の減額は、自主防災組織設置促進事業県補助金でございます。

12目過疎対策費でございますが、18ページをお開きいただきたいと思います。新公共交通システム、巡回バス、デマンドタクシーでございますけれども、この運行業務におきまして利用者数の増等により不足が見込まれるため委託料60万円の追加を、また、マスコットキャラクター、ちよな丸の展開デザイン料として15万8,000円の追加をお願いするものでございます。その他の特定財源は、過疎基金からの繰り入れの追加と巡回バス利用料及びマスコットキャラクターグッズ販売代金の減額でございます。

13目諸費でございますが、防犯灯の修繕料50万4,000円及び税等還付金50万円の追加をそれぞれお願いするものでございます。その他の特定財源は、町有財産売払収入を充ててございます。

3款民生費に移らせていただきます。19ページをお願いいたします。

1項1目社会福祉総務費でございますが、13節では介護予防支援業務委託料54万6,000円の追加を、また、19節では町社会福祉協議会補助金につきまして、事業の執行により不足が見込まれるため16万9,000円の追加を、20節扶助費につきましては、在宅重度障害者等福祉手当給付費6人分58万9,000円の追加を、23節では平成24年度における障害児施設措置費等に係る国庫負担金の返還金26万7,000円の追加をお願いするものです。社会福祉総務費の中で行う事業の多くは、国・県の補助対象になっておりますので、事業の精算により減になる補助金、事業追加により増額になる補助金もあり、社会福祉総務費全体では国県支出金は185万8,000円の減額となったところでございます。その他特定財源995万8,000円の減は、福祉振興基金からの繰り入れを行わないことによる減と介護予防サービス計画給付金の増によるものでございます。

2目老人福祉費では、事業の精算により616万1,000円の減額となっております。対象者数の減によるものでございます。特定財源のその他でございますけれども、老人福祉施設入所者負担金の減でございます。

6目後期高齢者医療費は、後期高齢者医療広域連合事務費負担金の減と後期高齢者医療特別会計繰出金の追加でございます。特定財源の国県支出金は、県の後期高齢者医療基盤安定負担金の追加でございます。

20ページをお願いいたします。

2項1目児童福祉総務費でございます。13節委託料326万1,000円の追加をお願いするものでございますが、保育料等の算定を行うシステム経費2万1,000円の追加と、新たに導入いたします子ども・子育て支援システムの導入経費324万円を追加するものでございます。特定財源の国県支出金324万円は、子ども・子育て支援事業の県補助金でございます。

2目児童措置費でございます。児童措置費につきましては、管外保育所運営費委託料の追加と児童手当の精算に伴う減額、さらには、平成24年度交付のあった保育所運営費負担金の国庫負担金の返還の追加をお願いするものでございます。特定財源の国県支出金は、児童手当に係る国・県の負担金で922万5,000円の減額となります。

3目児童福祉施設費でございますが、11節需用費では木造園舎の廊下の腰壁等の修繕料として58万7,000円、また、電気料29万9,000円の追加をお願いするものでございます。特定財源の内訳といたしましては、地方債では事業の精算に伴う借り入れ額の減額と、その他特定財源では保育料負担金の減額となっております。

4款衛生費でございます。1項1目保健衛生総務費につきましては、事業の精算によります431万8,000円の減額でございます。

21ページに移ります。

2目予防費では、乳幼児予防接種を集団接種から個別接種に切りかえたことなどにより、医師報償及びワクチン代を減額し、個別予防接種委託料を追加させていただきました。また、高齢者インフルエンザ予防接種委託料は、接種者数の増加が見込まれるため追加をお願いするものでございます。特定財源の国県支出金は、風疹ワクチン接種緊急補助事業県補助金の減額24万3,000円と、その他特定財源2万3,000円の減額は健康診査等の受診者負担金の減でございます。

22ページをお開きください。

3目母子保健費では、事業の精算に伴うイ、220万円の減額となります。特定財源では、子ども医療費助成事業県補助金217万8,000円と過疎基金からの繰入金160万円をそれぞれ減額するものでございます。

4目健康推進費は44万円の減額をお願いするものでございます。18節備品購入費はオープンレンジの購入で4万2,000円を追加するものでございます。特定財源の国県支出金44万4,000円は、国のがん検診推進事業補助金の増額によるものでございます。また、その他特定財源12万4,000円の減は、健康診査等受診者負担金の減でございます。

5目環境衛生費は、主に合併処理浄化槽設置整備事業の精算になります。25年度は9基でございます。8節報償費は、有害鳥獣駆除報償金に不足が見込まれることから20万円の追加をお願いするものです。合併浄化槽設置事業は国・県の補助事業となりますので、特定財源の国県支出金を減額するものでございます。また、イノシシ管理事業県補助金30万円の追加をあわせてお願いするものでございます。

23ページをお願いいたします。

2項清掃費、1目塵芥処理費につきましては、広域市町村圏組合の事業の精算に伴う105万5,000円の減額となります。

5款農林水産業費に入ります。1項3目農業振興費では、農地流動化奨励補助金で13万6,000円、経営規模拡大農地集積奨励補助金で9万5,000円の追加となります。いずれも見込みを上回ったための追加でございます。また、24ページになりますが、揚水機ポンプの修理等に対するかんがい排水事業補助金34万3,000円、米袋の印刷版代として町特産品事業補助金12万9,000円を追加するものでございます。特定財源の国県支出金155万円の減額は、県の水田自給率向上対策事業補助金及び有害鳥獣被害防止対策補助金の減となります。その他、138万円の減額は過疎基金からの繰入金でございます。

7目になります。7目圃場整備費でございますけれども、11節需用費で山内ダム浄化槽プロワーの修繕料10万円、また、利根里地区の土地改良事業の実施に際しまして、13節では顧問弁護士への相談費用15万8,000円、また、22節ではNTTへの移転補償費101万5,000円をお願いするものでございます。その他の特定財源3万5,000円の減額は、過足金からの繰入金となります。

8目農村環境改善センター費でございます。11節需用費では、多目的ホールの空調ポンプ等の修繕料で79万4,000円の追加をお願いするものでございます。

25ページに移らせていただきます。

7款土木費でございます。2項2目道路維持費でございます。道路維持費でございますが、舗装本復旧工事の減額となります。特定財源の減額は、原因者からの負担金の減額でございます。

3目道路新設改良費、17節公有財産購入費では、町道岩撫7号線の用地購入費270万4,000円を追加するものでございます。地方債の40万円の減額は、事業費の確定によるものです。

4項3目住宅管理費では、26ページをお開きいただきたいと思います。一番上になりますけれども、降雪によるトイレの臭突、ボイラー排気塔の修繕等で90万円の追加。

5項都市計画費、1目都市計画総務費では、都市計画図、管内図でございますけれども、印刷製本費の追加をお願いするものでございます。都市計画総務費の特定財源、国県支出金18万円の減額は、住宅建築物耐震改修国庫補助金及び戸建て住宅耐震診断県補助金の減によるものでございます。

9款教育費に移らせていただきます。1項2目事務局費でございます。事務局費については、事務事業の精算による減額補正となります。特定財源21万8,000円の減額は、幼稚園就園奨励費国庫補助金でございます。

27ページをお願いいたします。

3目義務教育振興費でございますけれども、適応指導教室に通う児童・生徒の増により、13節の適応指導教室事務委託料8万4,000円を追加するものでございます。

2項小学校費でございます。28ページをお開きください。1目学校管理費でございますが、各小学校でのトイレ漏水等の修理代として、11節需用費で修繕料80万3,000円の追加をするものでございます。

2目教育振興費では、29ページに移ります。一番上でございます。上の段でございます。20節の扶助費で就学援助費4万1,000円を追加するものでございます。準要保護就学援助費の精算によるものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費では、需用費49万3,000円の追加でございますけれども、監視カメラの修繕、電気料の追加をお願いするものでございます。

2目教育振興費では73万5,000円の減額となっておりますが、特定財源、国県支出金の減額1万6,000円は、特学奨励費国庫補助金でございます。

4項社会教育費でございます。30ページをお開きいただきたいと思います。2目の公民館費でございますけれども、11節需用費では修繕料34万3,000円、電気料7万円の追加をお願いするものでございます。修繕料については、冷温水ユニットの部品交換等でございます。また、18節備品購入費では、料理教室用の備品ガス炊飯器でございますけれども、買いかえるものでございます。

5項保健体育費、1目保健体育総務費でございますけれども、7節賃金では体育協会卓球部の活動開始に伴う夜間管理賃金の追加と、11節需用費では漏水等の修繕料40万6,000円と電気料、水道料の追加をそれぞれお願いするものでございます。

2目給食施設費でございますけれども、7節賃金では臨時職員賃金の精算によりまして96万6,000円の追加、11節需用費では、給食用消耗品、浄化槽ポンプの交換等による修繕料、ガス、電気料の追加で189万3,000円、18節備品購入費では、オープン用の備品購入をお願いするものです。その他の特定財源174万9,000円の減額は学校給食費の負担金となります。

31ページでございます。

10款災害復旧費、1項1目農地農業用施設災害復旧費では、災害査定による事業費の決定に伴い減額の補正

をお願いするものでございます。特定財源の減額は、災害復旧費の国庫補助金、災害復旧事業債、災害復旧事業分担金がそれぞれ特定財源となっております。

2項1目道路橋梁災害復旧費につきましては、2月の降雪に対応する経費の追加でございます。需用費で融雪代83万2,000円、除雪作業及び倒木等の処理委託で1,220万3,000円、さらに、台風の災害査定に伴い追加となる単独道路災害復旧工事1,207万円でございます。特定財源の減額は、災害復旧費国庫負担金、また災害復旧事業債でございます。

2目河川災害復旧費では、佐坪川の木橋2カ所分の復旧費を災害査定により追加するものでございます。特定財源の減額は、1目と同様に災害復旧費の国庫負担金と災害復旧事業債でございます。

32ページをお開きいただきたいと思います。

11款公債費でございます。公債費につきましては、償還額の確定により補正を行わせていただくものでございます。その他特定財源の12万1,000円は、住宅新築等貸付金の元金分及び預金利子の充当でございます。

12款3項1目財政調整基金については、前年度からの繰越金の2分の1を積み立てるものでございます。その他特定財源37万9,000円は、寄附金18万5,000円と利子の19万4,000円となっております。

2目減災基金費では、又富団地の住宅用地売却代金を積み立てるものでございます。これにつきましては前年度末に売却したものでございます。その他特定財源7,000円は利子となります。

また、7目教育施設整備基金費では、小学校の適正配置に向けた財源対策として2,770万円の積み立てをお願いするものでございます。その他特定財源1,415万円は、長生農業管理センター解散に伴う分配金及び利子を充当させていただきました。その他の基金には、それぞれの基金から生じた利子をそれぞれの基金へ積み立てるものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

恐れ入りますけれども、11ページにお戻りいただきたいと思います。

11ページの歳入でございますけれども、1款町税につきましては1,400万円の減額でございます。内訳としまして、1項の町民税、2目法人町民税で1,200万円の減額、また、4項町たばこ税で200万円の減額となっております。

また、2款、5款、8款、2款地方譲与税、5款株式等譲渡所得割交付金、8款自動車取得税交付金につきましては、国・県からの財政情報に基づきまして、それぞれ補正をさせていただくものでございます。

9款地方特例交付金、10款地方交付税につきましては、決定した交付額の全額を計上させていただきました。12ページのほうに移ります。

12款分担金及び負担金、13款使用料及び手数料、14款国庫支出金、15款県支出金、16款財産収入、17款寄附金、18款繰入金、20款諸収入、21款町債のそれぞれの特定財源につきましては、歳出で説明させていただきましので省略させていただきたいと存じます。

19款繰越金は、前年度からの繰越金の全額を計上させていただくものでございます。

なお、人件費の補正につきましては34ページ以降に明細を記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

大変雑駁ではございましたが、以上をもちまして議案第10号 平成25年度長南町一般会計補正予算（第5

号)につきましての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで議案第10号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は午後1時を予定しております。

(午前11時54分)

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長（松崎 熱君） 次に、議案第11号及び議案第12号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、唐鎌幸雄君。

[税務住民室長 唐鎌幸雄君登壇]

○税務住民室長（唐鎌幸雄君） それでは、議案第11号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の41ページのほうをお願いいたします。

議案第11号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計補正予算について。

平成25年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成26年3月4日提出。

長南町長、平野貞夫。

それでは、内容の説明を申し上げます。補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成25年度長南町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,433万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,769万2,000円とさせていただくものでございます。

2項といしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明申し上げますので、9ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、人件費の精算と委託料の精算及び追加に伴いまして、8万7,000円の追加をお願いするものでございます。その他財源の減は一般会計からの職員給与費等繰入金でございます。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費でございますが、当初では、前年度の給付費見込みの0.3%増で編成させていただきましたが、現在の見込みでは逆に8.5%の減程度で推移するものと見込んでおりますことから、5,900万円の減額とあわせて財源更正をお願いするものでございます。特定財源の国県支出金は、療養給付費等負担金及び普通調整交付金、その他財源は、高額医療共同事業交付金、財政調整基金繰入金

及び一般会計繰入金でございます。

2目退職被保険者等療養給付費でございますが、退職被保険者の減などによりまして600万円の減額をお願いするものでございます。特定財源のその他財源の減額分は、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金ほかでございます。

次に、9ページから10ページにわたりますが、2項1目一般被保険者高額療養費でございます。やはり給付件数の減等によりまして1,000万円の減額をお願いするものでございます。特定財源の国県支出金は、療養給付費等負担金及び普通調整交付金でございます。

3目一般被保険者高額介護合算療養費では、5件分13万円の追加でございます。特定財源の国県支出金は、療養給付費等負担金でございます。

次の3款後期高齢者支援金等、1項2目後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、1,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、11款諸支出金、1項3目一般被保険者償還金でございますが、平成24年度の療養費等負担金の精算によります一般の償還金を3,044万8,000円追加させていただくものでございます。これは、24年度に保険給付費が大幅に伸びたことにより、国の療養給付費等負担金が平成24年度において非常に多く交付されました。25年度にその精算を行ったところ返還金が生ずることとなったため、今回補正をお願いするものであります。

続きまして、6ページに戻っていただきまして、歳入の説明を申し上げます。

1款の国民健康保険税につきましては、前年度と比べ現年分調定額が減少しておりますが、収入状況等を見込む中で、収入の増が見込まれますので、総額930万円の追加をお願いするものでございます。

3款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金でございますが、一般被保険者療養給付費の減によりまして、3,076万3,000円の減額をお願いするものでございます。

次の2項1目財政調整交付金は、ただいまの療養給付費等負担金と同様の理由から3,700万円の減額をお願いするものでございます。

4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者等療養給付費の過去3カ年の実績により精算しましたところ1,232万9,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、6款県支出金、2項1目財政調整交付金でございますが、国分と同様に交付決定によりまして377万7,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、7款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金でございますが、1件80万を超える高額な医療費に対する再保険事業であり、件数の減少に伴い789万3,000円の減額を、1項2目保健財政共同安定化事業交付金につきましては1件30万円を超える医療費に対する事業であり、同じく対象医療費の減によりまして1,263万8,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、9款繰入金、1項2目一般会計繰入金でございますが、保険税の均等割、平等割の軽減に係るものでございまして、その精算によりまして1節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分134万4,000円、2節保険基盤安定繰入金、保険者支援分8万3,000円、また、5節財政安定化支援事業繰入金124万円をそれぞれ減額するものでございます。また、3節職員給与費等繰入金につきましても、人件費の精算に伴い15万4,000円の減額をお願いするものでございます。

次のページにかかりますが、10款繰越金でございます。2,137万5,000円の追加をお願いするものでございます。前年度の繰越金でございます。

なお、11ページからは給与費明細となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、議案第12号 平成25年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の42ページをお願いいたします。

議案第12号 平成25年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算について。

平成25年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成26年3月4日提出。

長南町長、平野貞夫。

それでは、内容のご説明を申し上げます。補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成25年度長南町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ316万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,748万5,000円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、第1項歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明申し上げますので、7ページをお願いいたします。

1款総務費、2項1目の徴収費は財源更正でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料の収入見込みに伴いまして296万6,000円の追加をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの保険基盤安定繰入金でございます。

次に、3款保健事業費、1項1目疾病予防費でございますが、20万円の追加をお願いするものでございます。これは人間ドックの助成金でございますが、決算を見込む中で追加をさせていただくものでございまして、特定財源のその他財源は広域連合からの人間ドック助成繰入金でございます。

続きまして、戻りまして6ページの歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料でございますけれども、決算を見る中で258万8,000円の追加をお願いするものでございます。また、あわせまして徴収形態の変化に伴いまして特別徴収と普通徴収の調整を行うものでございます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては13万1,000円の追加をお願いするものでございます。

保険料の軽減に係る保険基盤安定繰入金の精算に伴います追加でございます。

3款繰越金、1項1目繰越金では、前年度繰越金25万2,000円を財源として計上するものでございます。

4款諸収入、4項1目雑入でございますが、広域連合からの人間ドック助成に係る長寿健康増進事業補助金19万5,000円の追加をお願いするものでございます。

以上が議案第11号、平成25年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び議案第12号 平成25年

度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議を賜りましてご可決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第11号及び議案第12号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第13号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

[保健福祉室長 荒井清志君登壇]

○保健福祉室長（荒井清志君） それでは、議案第13号 平成25年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして説明申し上げます。

議案書の43ページをお願いします。

議案第13号 平成25年度長南町介護保険特別会計補正予算について。

平成25年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成26年3月4日提出。

長南町長、平野貞夫。

これより、別冊の介護保険補正予算書にて説明申し上げます。介護保険補正予算書の1ページ目をお願いします。

平成25年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）です。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,869万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,295万3,000円とさせていただくものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページに示す第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。8ページ目をお願いします。

今回の補正は、主として平成25年度の事業の決算見込みによる精算と平成24年度で超過交付となりました国庫交付金、県交付金を返還するものとなります。

第1款総務費については、5万7,000円の増額をお願いするものでございます。

1項1目の一般管理費では、運営協議会等の事務経費の精算と、13節委託料で介護保険システム改修として9万5,000円の増額をお願いするものでございます。4月の消費税の引き上げ及び介護報酬の改定に伴うシステム改修を行うものでございます。特定財源の国庫支出金4万7,000円は、システム改修事業費の2分の1として国からの補助金となります。

3項1目認定調査等費の9万1,000円の増額は、広域市町村圏組合で行っております介護認定審査会に係る事務経費に不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

次の2款保険給付費につきましては、給付費のそれぞれ決算を見込む中で、8,146万8,000円の減額をお願いするものでございます。

1項の介護サービス等諸費で7,788万7,000円の減額でございまして、内訳としては1目の居宅介護サービス給付費では、訪問介護等の利用回数の減によりまして3,100万円の減額を、2目の地域密着型サービス給付費で1,800万円の減額を、3目の施設介護サービス給付費では、特別養護老人ホームの入所者の減によりまして

2,900万円の減額となります。

9ページ目をお願いします。

4目の居宅介護福祉用具購入費では、11万3,000円の増額をお願いするものでございます。

2項の介護予防サービス等諸費については、41万9,000円の増額をお願いするものでございます。当初の見込みより、若干ではございますが要支援者へのサービスがふえたことによるものでございます。

1目の介護予防サービス給付費で37万7,000円、5目介護予防計画費では4万2,000円の増額をお願いするものでございます。

4項1目の高額介護サービス費については、施設介護サービス給付費の減によりまして400万円の減額をお願いするものでございます。

3款の基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金については、歳入の余剰金と、基金から生じました利子を合わせまして812万9,000円を基金に積み立てるものでございます。

4款の地域支援事業費については5万6,000円の減額をお願いするものでございます。包括支援センター等で行う事業の精算による減額でございます。

10ページ目をお願いいたします。

5款の諸支出金、1項1目では65歳の方々の保険料の還付金として49万5,000円の追加を、3目償還金は超過交付となりました平成24年度国県支出金の返還金でございまして、1,114万9,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。6ページ目にお戻りください。

3款国庫支出金で2,114万3,000円、4款支払基金交付金で2,363万5,000円、5款県支出金で1,174万5,000円、また、8款繰入金、1項一般会計繰入金で1,017万7,000円の減額につきましては、保険給付費、地域支援事業費等の減額に伴いまして、それぞれの負担区分に基づき減額をお願いするものでございます。

7ページ目をお願いします。

また、8款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、給付費の減によりまして1,745万4,000円、予算全額の減額をお願いするものでございます。

次に、9款1項1目繰越金につきましては、2,543万9,000円の追加をお願いするもので、24年度からの繰越金全額を計上させていただくものでございます。

なお、人件費の補正につきましては、11ページ以降に明細を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上が平成25年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）の内容の説明でございます。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜りましてご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで議案第13号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第14号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

[地域整備室長 松坂和俊君登壇]

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、議案第14号 平成25年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第

2号) の内容につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の44ページをお開き願いたいと存じます。

議案第14号 平成25年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算について。

平成25年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

平成26年3月4日提出。

長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書の1ページをお開き願いたいと存じます。

平成25年度長南町の笠森靈園事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ364万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,339万円とさせていただくものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明させていただきますので、6ページをお開き願いたいと思います。

今回お願いする補正の内容でございますが、事業収入における墓所永代使用料ですが、返還墓所の販売が伸びたことによりまして、墓所使用料及びカロート工事負担金の追加をお願いし、また、繰越金の精算による追加をお願いするもので、これらの事業収入の追加により歳出における財政調整基金の積立金の追加をお願いするものでございます。

6ページの歳入から内容のご説明をさせていただきます。

1款事業収入、1項1目墓所使用料ですが、返還墓所の比較的大きい区画の販売が伸びたことによりまして82万2,000円の追加を、2目工事負担金では、墓所販売に伴いカロート工事負担金43万6,000円の追加をお願いするもので、これらを合わせ、事業収入125万8,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、5款1項1目繰越金でございますが、24年度決算からの精算により239万円の追加をお願いするものです。歳入合計では364万8,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、7ページの歳出のご説明をさせていただきます。

1款靈園総務費、1項1目靈園管理費でございますが、非常勤職員の人事費の7節賃金では79万6,000円の減額を、9節旅費では3万6,000円の減額を精算によりお願いするものでございます。11節需用費では、墓所使用者への圈央道開通に伴う施設案内パンフレット、チラシなどの印刷により印刷製本費12万円の追加を、光熱費では暖房費の増により10万円の追加をお願いするものでございます。13節委託料では、管理料電算処理委託27万円の減額を、告示板作成委託料では25万円の減額を精算によりお願いするものです。14節使用料及び賃借料では、墓所使用者への通知文等の追加により、複写機カウンタ一代の増により8万円の追加をお願いするものです。25節積立金ですが、事業収入及び繰越金の精算により364万8,000円の増額となり、靈園管理費の支出が精算により105万2,000円の減額となることから、財政調整基金へ470万円の積み立てをお願いするもので、これにより財政調整基金の25年度末の残高は4,475万1,000円となるところでございます。

歳出合計では、364万8,000円の追加をお願いするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、平成25年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきご可決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで議案第14号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第15号の内容の説明を求めます。

産業振興室長、岩崎 彰君。

[産業振興室長 岩崎 彰君登壇]

○産業振興室長（岩崎 彰君） それでは、議案第15号 平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の45ページをお開きいただきたいと思います。

議案第15号 平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算について。

平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成26年3月4日提出。

長南町長、平野貞夫。

別冊の農業集落排水事業補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ734万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億1,798万6,000円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出より説明させていただきたいと思います。

7ページをごらんいただきたいと存じます。

1款1項1目一般管理費におきましては、財源更正をお願いするものでございまして、特定財源その他、これは一般会計からの繰入金でございまして、250万円を減額させていただき、その分、一般財源250万円に財源更正をさせていただくものでございます。

2款1項1目施設管理費におきましては734万7,000円を減額させていただくもので、11節におきましては、電気料金の値上げに伴い107万7,000円の追加を、13節委託料では、汚水処理場維持管理委託料、圏央道関連の排水管移設工事の実施設計及び施工管理業務委託料など、精算によります118万円の減額をお願いするものでございます。続いて、15節工事請負費の713万1,000円の減額でございますが、関原地先の圏央道関連排水管移設工事が計画区間におきまして既存の道路を残すことに変更されたため、一部の区域の排水管移設の必要がなくなったことによる減でございます。

歳出合計で734万7,000円を減額させていただくものでございます。

続きまして歳入でございますが、6ページ上に戻っていただきたいと思います。

1款1項1節では、2戸分の受益者分担金84万円の追加をお願いするものでございます。

2款1項1目1節では、現年度の使用料を年度末までの見込みにより24万円の減額をお願いし、3款1項1

目1節では、農業集落排水事業補助金28万3,000円の減額をお願いするもので、これは機能診断、最適整備構想策定業務委託料の精算による減額でございます。

4款1項1目1節では、一般会計からの繰入金250万円の減額をお願いするものでございます。

5款1項1目1節では、前年度24年度からの繰越金249万7,000円の追加をお願いし、6款諸収入、2項1目1節雑入におきましては、歳出で申しましたように関原地先の圈央道関連の排水管工事が計画区間ににおいて既存の道路を残すことに変更されたため、766万1,000円の移設補償費の減額でございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第15号 平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで議案第15号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は1時55分を予定しております。

（午後 1時37分）

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時55分）

○議長（松崎 熱君） 次に、議案第16号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

〔企画財政室長兼政策室長 常泉秀雄君登壇〕

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） それでは、議案第16号 平成26年度長南町一般会計予算について、内容の説明を申し上げます。

議案書の46ページをお開きいただきたいと思います。

議案第16号 平成26年度長南町一般会計予算について。

平成26年度長南町一般会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成26年3月4日提出。

長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の平成26年度長生郡長南町予算書をお願いしたいと思います。

それでは、早速ではございますけれども、議案第16号 平成26年度長南一般会計予算についての内容の説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度長南町の一般会計の予算は、次に定めるところによらさせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、2項といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億8,700万円と定める。

第2項でございますが、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債

の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものでございます。

第3条、一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

第4条、歳出予算の流用でございますが、1項地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるものでございます。

1号といたしまして、各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金に係る共済費を除く、に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用でございます。

恐れ入りますが、8ページをお開きいただきたいと思います。

8ページ、「第2表 地方債」でございます。

平成26年度に借り入れを予定しております起債の目的、限度額等をお示ししてございます。内容といたしましては、過疎対策事業債として9,400万円、また臨時財政対策として2億2,200万円、計3億1,600万円の借り入れを予定するものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

23ページをお開きください。

歳出からご説明申し上げます。

1款1項1目議会費でございます。前年度と比較いたしまして799万9,000円の増となっておりますが、議場録音機器の入れかえ工事の計上が増加の主たる要因となっております。

24ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費では、昨年度に比較いたしまして1,111万6,000円の減となっております。職員人件費の減が、主なものとなっております。特定財源の国県支出金は、権限移譲事務交付金でございます。その他の1,720万円は、宝くじ関連の市町村交付金また災害派遣先からの負担金、臨時職員等の納付金もございますが、を充当してございます。

28ページをお開きください。

2目文書広報費につきましては、広報長南の発行に係るもので843万2,000円を計上しております。前年度に比較いたしまして117万9,000円の増となっておりますが、町政要覧の作成経費が増加の主な要因となっております。印刷製本費の中であわせて計上させていただいております。

3目財政管理費では、財務会計システムの管理、またわかりやすい予算書の作成をしております。481万4,000円の計上でございます。

29ページに移ります。

4目会計管理費では、43万6,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、県税取扱費等の県委託金でございます。

5目財産管理費では、前年度並みの6,931万1,000円の計上でございます。その他、特定財源の417万8,000円は、町有財産使用料、貸付料及び地域づくり基金からの繰入金でございます。基金は、米満住宅跡地の測量等に関します経費に充当させていただくものでございます。

31ページをお開き願います。

6目、一番下になりますけれども6目企画費では、町づくり委員会などの経費の計上でございます。38万円をお願いするものでございます。

32ページをお開きください。

7目交通安全対策費につきましては、516万8,000円の計上でございます。交通安全施設工事が、主な内容となっております。

8目地域振興費では、761万6,000円の計上でございます。フェスティバル、ホームページの管理等に係る予算となっております。あわせて、町民ツアーサー随行者の負担金も計上させていただいております。その他特定財源150万円でございますけれども、過疎基金からの繰入金を充当させていただいております。

33ページに移りますが、中ほどの9目防災対策費でございます。防災対策費につきましては、前年度に比較いたしまして7,021万7,000円増の8,069万6,000円の計上でございます。防災行政無線デジタル化工事が、増加の主な理由となっております。平成26年度は、子局22局の整備を予定してございます。また、需用費では備蓄水を、また備品購入費では職員用防災服の購入を予定しております。

特定財源の国県支出金は、自主防災組織設置促進事業県補助金を、地方債は過疎債を、その他は災害対策基金からの繰入金を、それぞれ充当させていただくものでございます。

34ページでございます。

10目無線共聴施設管理事業費でございます。無線共聴施設管理事業費につきましては、1,259万9,000円の計上となり、昨年度に比較いたしまして358万5,000円の増となったところでございます。無線共聴施設の維持管理に係る経費でございますけれども、平成24年度設置分の施設の維持管理委託料が、今年度から発生するため増加の要因となっております。

35ページでございます。

11目有線共聴施設管理事業費では、443万1,000円の計上でございます。西地区テレビ共同受信組合から移管をされました有線共聴施設の維持管理に要する経費でございます。

12目過疎対策費でございます。過疎対策費では、巡回バス、予約制乗合タクシーの新公共交通システムの運行に関する経費と、平成26年度から新たに実施いたします若者定住促進奨励金の交付に要する経費を計上しております。前年度に比較いたしまして1,573万1,000円増の3,222万2,000円でございます。

特定財源の国県支出金は、社会資本整備総合交付金、その他財源といたしましては過疎基金からの繰り入れ、巡回バスの利用料等でございます。

一番下の諸費、13目諸費でございますが、111万7,000円増の4,243万7,000円の計上でございます。防犯灯に関する修繕料、電気料が増加しております。また、特定財源の国県支出金は、自衛官募集事務委託料及びその他1,000円は、存目計上しております町有財産売払収入を充当させていただいております。

36ページをお開きいただきたいと思います。

14目として、新たに、合併60周年記念事業費を追加させていただきました。昭和30年の合併以来、平成27年2月11日に合併60周年を迎えます。記念式典、記念誌の発行等に要する経費619万円をお願いするものでございます。

37ページに移ります。

2項徴税費、1目税務総務費につきましては、5,710万6,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、県民税取扱費、その他の特定財源は税証明手数料でございます。

一番下段のほうの2目賦課徴収費でございますが、前年度比322万円減の5,482万1,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、県民税取扱費、その他財源は税延滞金でございます。

減額の理由といたしまして、38ページになります。

13節で、昨年度実施いたしましたコンビニ収納に向けてのシステム構築が終了したことにより、電算事務委託料が減額されたこと、また昨年度、本鑑定を行った土地鑑定評価が、今年度は事前修正のみであるために大幅に減額となっております。

その一方、12節では、コンビニ収納手数料が新たに追加されたものでございます。

なお、13節の土地現況図作成宅地批准割合算出委託につきましては、平成26年度で、今年度で終了をいたします。

39ページでございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、785万5,000円減の2,857万1,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、基礎年金等事務費交付金などの国・県からの支出金でございます。

その他の特定財源は、戸籍等抄本などの証明手数料でございます。

なお、13節の委託料では、昨年度実施いたしました戸籍副本データ管理システム対応保守委託及び情報連携端末機器設定変更委託が終了したことにより減額となっております。

40ページをお願いいたします。

40ページ、4項選挙費では、選挙費のトータルでは1,154万2,000円の計上でございます。今年度中の選挙は予定されておりませんが、平成27年度冒頭に執行予定の千葉県議会議員選挙の期日前投票等に要する経費を計上させていただきました。特定財源は、県からの選挙費委託金でございます。

42ページをお開きいただきたいと思います。

5項1目統計調査総務費は、467万8,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、統計調査員確保対策事業に係る県支出金でございます。

43ページに移らせていただきます。

2目基幹統計調査費につきましては、前年度比167万2,000円増の212万9,000円の計上でございます。平成26年度に、農林業センサスが実施されるため増加をしております。特定財源は、基幹統計調査にかかります県の委託金でございます。

6項2目監査委員費は、75万6,000円の計上でございます。

3款民生費となります。

44ページをお開きください。

1項1目社会福祉総務費につきましては、2,304万7,000円増の4億3,600万7,000円の計上でございます。特定財源の国県支出1億1,835万5,000円は、障害者自立支援法の規定に基づく国・県の負担金、国民健康保険基盤安定負担金、重度心身障害者医療給付改善県補助金等でございます。その他の特定財源は、介護予防サービス計画給付金などを充当してございます。増加の主な要因でございますが、職員数が9人から12人になったと

ころでございます。

48ページをお開きいただきたいと思います。

48ページの2目老人福祉費につきましては、前年度に比較いたしまして220万4,000円減の2,463万円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、在宅福祉事業費県補助金でございます。その他特定財源は、老人福祉施設入所者負担金及び過疎基金からの繰入金でございます。長寿祝い金、老人保護措置費、緊急通報システム事業委託料等が、それぞれ減額となっておるところでございます。

49ページでございます。

3目国民年金費につきましては、93万9,000円の計上となります。財源は、国の基礎年金等事務費交付金でございます。国民年金システムの改修により増額となっております。

4目同和対策費につきましては、30万7,000円の計上でございます。

5目社会福祉施設費は、集会所の修繕等に係る補助金50万円の計上でございます。

6目後期高齢者医療費につきましては、213万7,000円減の1億4,610万2,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、後期高齢者基盤安定負担金となります。その他特定財源は、後期高齢者医療特別会計繰入金、存目で計上しております1,000円を充当しております。

50ページをお願いいたします。

7目臨時福祉給付金事業につきましては、新たに目を追加し3,683万円を計上いたしました。消費税率の引き上げに伴う簡素な給付措置として、臨時に実施されるものでございます。財源といたしましては、全額国庫補助金となっております。

2項1目児童福祉総務費でございます。児童福祉総務費につきましては、327万9,000円増の953万円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、放課後子どもプラン推進事業等の県補助金となります。子ども子育て支援事業計画策定に係る委託料の計上が、増加の要因となっておるところでございます。

51ページに移ります。

2目児童措置費でございますが、8,707万4,000円の計上でございます。昨年度に比較して969万4,000円の減となっておりますが、平成25年度の実績に基づき計上をさせていただいております。特定財源は、国・県の児童手当負担金となっております。

3目児童福祉施設費でございます。1億2,625万7,000円減の1億4,176万9,000円の計上でございます。遊戯室改築工事費の減により大幅な減額となりました。その他特定財源は、保育料の負担金、給食費負担金、送迎バス使用料等でございます。

54ページをお開き願います。

4目子育て世帯臨時特例給付金事業費、これにつきましても、新たに目を追加させていただいたところでございます。700万円の計上でございます。消費税の引き上げに伴う子育て世帯の影響を緩和し、消費の下支えを図る観点から臨時に給付されるものでございます。全額、国の補助金が財源となっております。

4款衛生費でございます。

1項1目保健衛生総務費につきましては、2,624万6,000円減の1億4,298万9,000円の計上でございます。減額の理由といたしましては、本目で計上しております職員数を8人から6人にしたこと、また長生郡市広域市

町村圏組合の火葬場斎場会計におきまして、償還の終了により、公債費が減額したことによるものが主な内容となっております。

56ページをお開きください。

2目予防費につきましては、2,485万7,000円の計上でございます。特定財源の、その他でございますけれども、健康診断等受診者負担金でございます。また、乳児等の予防接種につきまして、集団接種から個別接種への移行により、医師報奨、ワクチン代、また委託料において、それぞれ増減が生じております。

57ページに移ります。

3目母子保健費につきましては、40万8,000円減の3,102万5,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、子ども医療費助成事業県補助金と、未熟児療育医療に関する国・県の負担金でございます。

58ページをお願いいたします。

4目健康推進費でございますが、前年度に比較いたしまして543万6,000円増の2,433万6,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、健康増進事業県補助金、その他財源は後期高齢者医療広域連合受託料及び健康診査等受診者の負担金でございます。肝炎追加検査分の委託料の追加によることが、増加の主たる要因となっております。

59ページをお願いいたします。

5目環境衛生費につきましては、81万9,000円増の3,557万3,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、合併浄化槽設置整備事業にかかります国・県の補助金、また住宅用太陽光発電設置整備事業及び不法投棄監視員制度の県補助金でございます。その他の特定財源は、畜犬登録手数料となっております。有害鳥獣駆除補助金報奨金は、実績に基づきまして増額をさせていただいております。

また、61ページの中ほどになりますけれども、合併処理浄化槽設置整備事業補助金は20基分、住宅用太陽光発電設備設置費補助金は10件分を、それぞれ計上させていただいたところでございます。

次の2項清掃費、1目塵芥処理費でございますが、795万3,000円減の5,124万2,000円の計上でございます。広域組合で行っております、ごみの共同処理に係る負担金でございます。

5款農林水産業費に入ります。

1項1目の農業委員会費につきましては、2,604万5,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、農業委員会県交付金及び農地制度実施円滑化事業費県補助金でございます。その他の特定財源は、農業者年金業務受託料を充ててございます。

62ページをお開きいただきたいと思います。

62ページ、2目の農業総務費につきましては、前年度に比較いたしまして262万3,000円増の3,824万6,000円の計上でございます。本目に計上いたします職員数を1人追加したことが、増の要因となっております。

63ページに移ります。

3目農業振興費につきましては、前年度に比較いたしまして205万2,000円減の7,764万3,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、水田自給率向上対策事業、経営所得安定対策などの農業費県補助金と有害獣被害防止に係る国・県の交付金、補助金、またその他特定財源は、過疎基金及び地域農業推進基金からの繰り入れでございます。

64ページをお開きください。

19節の負担金補助及び交付金でございますが、主なものを申し上げますと、鳥獣被害防止対策協議会補助金は757万5,000円増の1,175万3,000円、地域農業整備事業補助金は710万円減の3,040万円、また経営規模拡大農地集積奨励補助金は502万円増の896万円の計上をさせていただいております。

66ページをお開き願います。

4目農村総合整備費につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金1億6,950万円の計上でございます。

5目畜産業費につきましては、22万7,000円の計上をさせていただいてございます。

6目農地費につきましては、442万1,000円減の796万6,000円の計上でございます。農道舗装に係る営農団体土地改良事業償還補助金が減額となっております。

7目圃場整備費につきましては、前年度に比較いたしまして3,268万6,000円減の5,535万7,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は環境保全型農業直接支援対策事業県補助金、その他特定財源は土地改良施設維持管理適正化事業分担金でございます。利根里地区の圃場整備工事に関する減、米満揚水機場補修工事に関する減が、減額の主たる要因となっております。

また、67ページでございますが……、失礼いたしました。68ページになります。

最上段でございますけれども、農地・水保全管理支援支払負担金から変更となりました多面的機能支払負担金を計上しております。

続きまして8目農村環境改善センター費につきましては、427万6,000円減の1,000万7,000円の計上でございます。その他特定財源は、改善センターの使用料でございます。屋上防水工事関係経費が減額となっておるのが、主な減額の要因でございます。

69ページになります。

2項1目林業振興費でございますが、前年度比10万3,000円減の43万3,000円の計上でございます。その他特定財源は、みどりの少年団育成事業活動補助金でございます。

70ページをお開きください。

6款商工費でございます。

1項1目商工業振興費につきまして、463万8,000円減の1,885万1,000円の計上でございます。その他特定財源は、町商工会への貸付金の利子でございます。減額の要因は、人件費の減が主たるものとなっております。

71ページに移らせていただきます。

2目観光費につきましては、前年度に比較いたしまして1,667万2,000円減の2,098万1,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、首都圏自然歩道管理県委託金と、その他特定財源は、地域づくり繰入金及び野営場使用料を充当させていただいております。前年度ございました花火打ち上げ場造成工事の終了が、減額の主な要因となっております。

72ページをお開きください。

一番下の段の15節工事請負費でございますが、観光案内板設置工事、花火打ち上げ場周辺整備工事、及び昨年度に引き続き笠森弁天谷閑公園改修工事を行わせていただくものでございます。

73ページをお願いいたします。

7款土木費でございます。

土木費全体では、前年度に比較いたしまして2億2,710万3,000円増の4億259万6,000円の計上となっております。地籍調査、道路点検、橋梁点検、橋梁修繕工事等により大幅な増額となりました。

1項1目土木管理費につきましては、前年度に比較いたしまして543万7,000円減の3,901万3,000円の計上でございます。その他の特定財源は、道路占用料を充当してございます。

74ページをお開き願います。

2目地籍調査費を追加させていただいております。8,900万6,000円の計上でございます。地籍調査は、正確な地籍情報を次世代へ提供するための基本調査であり、平成26年度から新たに着手をさせていただくものでございます。特定財源の国県支出金は、地籍調査事業県負担金でございます。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費につきましては、32万6,000円の計上でございます。

76ページをお開きいただきたいと思います。

2目道路維持費につきましては、前年度に比較いたしまして9,913万6,000円増の1億2,724万1,000円の計上でございます。道路の維持管理では、高度成長期に建設されたトンネルなどの老朽化に伴いまして、安全性や維持管理費のコスト縮減が今後の課題となっております。このことから、道路点検委託料を計上し、安全性の確認をしてまいります。また、舗装本復旧工事8路線分の計上を、あわせてさせていただいております。

特定財源の国県支出金は、社会資本整備総合交付金、その他は、舗装本復旧工事負担金及び道路占用料でございます。

77ページでございます。

3目道路新設改良費につきましては、前年度比816万1,000円増の8,621万5,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、社会資本整備総合交付金、地方債は過疎債を充当してございます。測量業務委託単独舗装工事、単独道路用地購入費が、それぞれ増加しております。圃場・道路改良工事として、町道利根里線の工事を、引き続き実施してまいります。

78ページをお開きください。

4目橋梁新設改良費につきましては、前年度に比較いたしまして3,290万円増の3,640万円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、社会資本整備総合交付金でございます。道路点検と同様に、橋梁点検に関する委託料及び工事費を計上したことによりまして、大幅に増加をしておるところでございます。

3項1目河川改良費につきましては、407万3,000円の計上でございます。15節の工事請負費では、上小野田川の排水路整備工事を予定しておるところでございます。

79ページでございます。

4項1目住宅管理費につきましては、23万5,000円増の922万1,000円の計上でございます。その他特定財源は、町営住宅使用料を充当してございます。

次の5項1目都市計画総務費につきましては、前年度比310万7,000円増の1,110万1,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、国の社会資本整備総合交付金及び県の戸建て住宅耐震補助金、その他特定財源は地域づくり基金繰入金、管内図の販売代金となっております。

80ページになります。

13節で、都市計画区域内の用途指定検討業務に係る委託料を計上させていただいております。

続きまして、8款消防費につきましては、広域市町村圏組合への負担金として、合計1億5,800万7,000円の計上をさせていただいております。

81ページをお願いいたします。

9款教育費でございます。

1項1目教育委員会費につきましては、213万4,000円の計上でございます。

次の2項事務局費では、8,088万1,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、幼稚園就園奨励費国庫補助金、その他の特定財源は過疎基金からの繰入金、学校自然指導員や臨時職員の納付金となっております。

83ページをごらんいただきたいと思います。

下段、一番下のほうの19節になりますけれども、本年度もキラリ輝く長南町つ子事業補助金、また海外交流研修事業補助金の計上をさせていただいております。

84ページをお開きください。

3目義務教育振興費につきましては、433万5,000円の計上でございます。

次の2項1目小学校管理費につきましては、前年度並みの3,347万6,000円の計上をさせていただいてございます。その他の特定財源は、過疎基金の繰入金、日本スポーツセンター負担金となります。

86ページをお開きください。

2目教育振興費につきましては、ほぼ前年度並みの2,074万2,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、国の特学奨励費補助金でございます。

87ページに移ります。

3項中学校費、1目学校管理費につきましては、前年度に比較いたしまして170万9,000円増の1,622万9,000円の計上でございます。その他の特定財源は、日本スポーツセンター負担金でございます。増加の主な要因といたしましては、用務員1人分の人物費を計上したことによるものでございます。

88ページをお開きください。

2目教育振興費につきましては、これも前年度並みの821万7,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、国の奨学奨励費補助金となっております。

89ページになりますが、4項1目社会教育総務費につきましては、前年度比60万円減の5,246万9,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、青少年相談員活動県補助金でございます。

91ページをお開きください。

2目公民館費につきましては、前年度に比較いたしまして64万8,000円減の818万8,000円の計上でございます。その他の特定財源は、公民館使用料を充当させていただいております。減額の要因といたしましては、修繕料の減によるものでございます。

92ページをお開きください。

3目文化財保護費につきましては、前年度比267万5,000円減の282万円の計上でございます。県移譲事務交

付金図書等の販売代が、特定財源となっております。減額の要因といたしましては、昨年度、指定文化財保存整備事業補助金の計上がございましたが、今年につきましては、それがなくなったことによる減でございます。
93ページでございます。

4目社会同和教育費につきましては、26万7,000円の計上でございます。

94ページをお開きください。

5項保健体育費、1目保健体育総務費につきましては、前年度に比較いたしまして1,052万9,000円減の7,063万4,000円の計上でございます。その他の特定財源は、スポーツ施設使用料となっております。減額の内容といたしましては、B&Gプールの大規模な修理が終了する一方、96ページの15節になりますが、テニスコート、トイレ、倉庫改築工事ほかの改修工事を行わせていただくものでございます。

97ページをお願いいたします。

2目給食施設費につきましては、113万3,000円減の8,025万7,000円の計上でございます。その他、特定財源は、学校給食費負担金を充当させていただいております。

99ページをお開きください。

10款災害復旧費につきましては、存目の計上をさせていただいております。

11款公債費につきましては、前年度に比較いたしまして2,277万2,000円減の4億390万8,000円の計上でございます。その他特定財源は、存目計上しております預金利子、住宅新築資金等貸付金元金利子を充当してございます。

100ページをお開きください。

12款諸支出金につきましては、6,600万3,000円減の8,511万3,000円の計上でございます。

3項の基金費におきまして、1目財政調整基金費では7,000万円、8目地域農業推進基金費では4,000万円、10目災害対策基金費では600万円、それぞれ減額となっており、逆に7目教育施設整備基金費では5,000万円の増となっております。

また、9目過疎基金へは、過疎債を、その他特定財源は寄附金、利子をそれぞれ充当してございます。

13款予備費は、前年度と同様の1,000万円を計上しております。

以上で、歳出につきましてご説明を終了させていただきます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、12ページをお開きいただきたいと存じます。

12ページの歳入でございますけれども、1款町税の総額は、前年度に比較いたしまして1,380万2,000円減の11億3,545万7,000円となっております。

1項町民税につきましては、法人、個人を合わせまして、前年度に比較して850万円減の4億3,570万円を見込んだところでございます。個人町民税は、退職所得に係る分離課税分により増加してございますが、法人町民税は法人税割が大きく減じております、町民税全体では850万円の減となっております。

2項固定資産税につきましては、前年度と比較いたしまして430万2,000円減の6億1,355万6,000円を見込んでおります。現年課税分は、昨年度と同額を見込んでおりますが、滞納繰越分が430万円の減となっております。

3項軽自動車税、4項町たばこ税、5項鉱山税につきましては、平成25年度の実績に基づき計上させていただきました。

6項特別土地保有税につきましては、存目の計上でございます。

2款から11款までの譲与税、交付金等につきましては、国・県の財政情報及び平成25年度の実績に基づき計上をさせていただいたところでございます。

2款地方譲与税につきましては、200万円減の8,300万円。

13ページでございますけれども、3款利子割交付金は150万円、4款配当割交付金は190万円、5款株式等譲渡所得割交付金は40万円、6款地方消費税交付金は、消費税、地方消費税の引き上げに伴い1,500万円増の1億円、7款ゴルフ場利用税は9,500万円。

14ページでございますけれども、自動車取得税交付金は、税率の引き下げに伴いまして1,300万円減の1,200万円を。

9款地方特例交付金は190万円、10款地方交付税につきましては、総額では200万円増の12億5,200万円の計上でございます。このうち、普通交付税は1200万円減の11億5,300万円、特別交付税は地籍調査に係る交付分を見込みまして1,400万円増の9,900万円を計上させていただいたところでございます。

11款交通安全対策特別交付金は、200万円を計上いたしました。

以下、12款分担金、負担金から、22ページの21款町債までは、歳出のご説明の中で特定財源としてご説明をさせていただきましたので、説明は省かせていただきます。

以上で歳入の説明は終わらせていただきます。

なお、102ページ以降に給与費明細書のほか参考資料を添付させていただいてございますので、恐縮でございますが後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第16号 平成26年度長南町一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） これで、議案第16号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は3時10分を予定しております。

（午後 2時52分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時10分）

○議長（松崎 勲君） 次に、議案第17号及び議案第18号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、唐鎌幸雄君。

[税務住民室長 唐鎌幸雄君登壇]

○税務住民室長（唐鎌幸雄君） それでは、議案第17号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の47ページをお願いいたします。

議案第17号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計予算について。

平成26年度長南町国民健康保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成26年3月4日提出。

長南町長、平野貞夫。

予算書の117ページをお願いいたします。

本年度の予算編成に当たりましては、被保険者の状況あるいは過去の給付費の平均伸び率等を勘案し推計をさせていただいたところでございます。

本年、1月1日現在の加入状況でございますが、一般被保険者では2,500人、退職被保険者で244人、全体では2,744人となっておりまして、加入率では30.9%でございます。

それでは、内容に入らせていただきます。

平成26年度長南町の国民健康保険特別会計予算でございますが、次に定めるところによらさせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ12億円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 嶸入歳出予算」によるものでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額でございますが、2,500万円と定めさせていただくものでございます。

第3条といたしまして、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号に記載してございますように、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内での、これらの経費の各款、各項間の流用でございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明させていただきますので、128ページをお願いいたします。

1款総務費の1項1目一般管理費でございますが、233万2,000円増の2,597万3,000円をお願いするものでございます。特定財源の国県支出金は、国分の調整交付金及び事業費補助金、その他財源は一般会計からの職員給与費等の繰入金でございます。

主な内容でございますが、人件費のほか12節では、保険証の更新のための郵送料等を、13節におきましては、国保連合会の電算共同処理委託料91万8,000円のほか国保システム管理委託料等を、14節では、高額療養費支給システム使用料64万8,000円ほかをお願いするものでございます。

2目の連合会負担金でございますが、昨年と同額の86万4,000円の計上でございます。

129ページの下から、次の130ページになりますが、2項1目賦課徴収費でございます。納税通知書の印刷製本費のほか、その郵便料及び電算委託料で358万5,000円をお願いするものでございます。

3項1目の運営協議会費につきましては、前年度と同額の26万7,000円でございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの委員報酬等の繰入金でございます。

続きまして、2款保険給付費でございますが、一般被保険者分の療養給付費が安定している状況から、前年度と比較し7.0%、6,067万7,000円減の8億965万5,000円を見込んだところでございます。

保険給付費全体の特定財源を先に申し上げますと、国県支出金の1億9,969万1,000円は、療養給付費負担金と財政調整交付金でございます。

また、その他財源の4億3,570万3,000円は、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計からの保険基盤安定等の繰入金及び助産費繰入金でございます。

なお、退職被保険者等に係る、その他財源は、療養給付費等交付金及び前期高齢者交付金ほかでございます。

1項1目の一般被保険者療養給付費におきましては6.8%、4,700万円の減の6億4,800万円を見込んでおります。平成25年度1人当たり給付費見込みの1.9%増を見込むものでございます。

2目の退職被保険者等療養給付費につきましては、被保険者の減などによりまして463万2,000円減の6,536万8,000円を見込んでございます。

次に、3目の一般被保険者療養給付費につきましては600万円。

次の131ページでございますけれども、4目の退職被保険者等療養費は70万5,000円、5目の審査支払手数料につきましては220万円を見込んでございます。この30万円の減につきましては、国保連合会の審査支払手数料単価の引き下げによるものでございまして、審査件数は1年間、約5万1,000件を見込んでおります。

次に、2項高額療養費、1目の一般被保険者高額療養費でございますが、900万円減の7,300万円を見込んだところでございます。

2目の退職被保険者等高額療養費につきましては、前年並みの900万円でございます。

3目及び4目の高額介護合算療養費につきましては、それぞれ存目の計上でございます。

次の3項移送費につきましては、1目の一般被保険者移送費。

次の132ページ、2目の退職被保険者等移送費とも、前年度と同額のそれぞれ4万円を計上させていただきました。

4項1目の出産育児一時金につきましては、10件分の420万円を見込ませていただきました。

また、5項1目の葬祭費でございますが、前年度と同額の22件分、110万円を見込んだところでございます。

続きまして、3款の後期高齢者支援金等でございますが、後期高齢者医療制度において、現役世代からの支援として、各保険制度から支払基金へ拠出するものでございまして、1目の後期高齢者支援金では4.5%、644万円増の1億4,900万円でございます。特定財源の国県支出金は、療養給付費等負担金及び調整交付金、その他財源は、前期高齢者交付金でございます。

2目の後期高齢者関係事務費拠出金は、前年度と同額の1万1,000円でございます。

次の133ページをお願いいたします。

4款の後期高齢者納付金等でございます。前期高齢者医療の財源、財政調整に係る納付金でございまして、1目前期高齢者納付金で10万円、2目の前期高齢者関係事務費拠出金といたしまして1万1,000円でございます。特定財源の国県支出金につきましては、療養給付費等負担金、その他財源は、前期高齢者交付金でございます。

次に、5款の老人保健拠出金でございますが、1目の老人保健医療費拠出金は存目の計上、2目の老人保健

事務費拠出金では6,000円の計上でございます。特定財源のその他財源は、前期高齢者交付金でございます。

6款の介護納付金につきましては、第2号被保険者の納付金として支払基金へ納付するものでございますが7.7%、505万円増の7,070万7,000円の計上でございます。特定財源の国県支出金は、療養給付費等負担金及び調整交付金でございます。

次の134ページの7款共同事業拠出金につきましては80万円、あるいは30万円を超える医療費を対象として、国保連合会へ拠出するものでございますが、4.8%、543万円増の1億1,769万7,000円の計上でございます。

1目の高額医療費拠出金では、375万2,000円増の2,339万2,000円を、2目のその他共同事業拠出金は存目の計上でございまして、3目の保険財政共同安定化事業拠出金では167万8,000円増の9,430万4,000円を見込んでおります。特定財源の国県支出金は、高額医療費共同事業負担金、その他財源につきましては、国保連合会からの共同事業交付金ほかでございます。

続きまして、8款の保健事業費でございますが、1項1目の特定健康診査等事業費につきましては1,195万2,000円をお願いするものでございます。13節の茂原市長生郡医師会への特定健康診査委託料ほか特定健康診査及び特定保健指導に係るものでございます。

次の135ページ、2項1目の保健衛生普及費につきましては、広報、リーフレットの作成、また医療費通知の郵便料で56万6,000円を、2目の疾病予防費につきましては146万2,000円増の700万円をお願いいたしました。人間ドックの委託料、135名分を見込んでおります。特定財源は、国県支出金が特定健康診査等負担金と財政調整交付金、その他財源は療養給付費等交付金、健康診査負担金でございます。

9款の基金積立金の100万1,000円は、条例積み立てと基金利息でございます。

10款公債費につきましては、存目の計上でございます。

11款の諸支出金につきましては、保険税の還付金等60万3,000円でございます。

次の136ページの12款予備費につきましては、前年度と同額の100万円でございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。

戻りまして、124ページをお願いいたします。

1款の国民健康保険税につきましては、保険給付費等の歳出予定額並びに国県支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金等歳入予定額を見込む中、また被保険者の所得の伸び率等を勘案する中で、予算2億9,180万円を見込んだものでございまして、前年度と比較いたしまして6.6%、2,060万円の減でございます。

1目の一般被保険者国民健康保険税におきましては、1,970万円減の2億5,950万、2目の退職被保険者等国民健康保険税は90万円減の3,230万円を見込んだところでございます。

次に、2款の使用料及び手数料、1項1目総務手数料は、存目の計上でございます。

次の125ページでございますが、3款の国庫支出金の総額につきましては4,662万円、6,000円減の2億7,037万4,000円でございます。内訳でございますが、1項1目の療養給付費等負担金では3,400万円減の1億9,500万1,000円、主に給付費の減によるものでございます。国庫の療養給付費に対する交付率、負担率でございますが32%でございます。

2目高額医療費共同事業負担金は、拠出金の4分の1の負担率でございまして、584万7,000円でございます。

3目特定健康診査等負担金は、対象経費の3分の1負担で108万8,000円でございます。

次の2項1目財政調整交付金でございますが、1,356万4,000円減の6,843万7,000円を見込んでおります。

2目事業費補助金は、存目の計上でございます。

次の4款は、退職被保険者分に係る療養給付費等交付金でございますが、退職被保険者の増などによる給付費の増により、1,080万円増の6,800万1,000円を見込んでおります。

5款後期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者の各保険者の加入割合による負担の不均衡を調整するため、支払基金からの交付金でございまして、前々年度の精算の関係から6,052万6,000円増の3億4,052万6,000円を見込んでおります。

6款県支出金でございますが、1,049万9,000円減の4,215万8,000円でございます。内訳でございますが、1項1目高額医療費共同事業負担金、次の2目特定健康診査等負担金は、国分と同額でございます。

次の126ページにかけての2項1目財政調整交付金では、1,143万7,000円減の3,522万3,000円を見込んでおりまして、前期高齢者交付金の増によりまして減となっております。県の財政調整交付金の交付率は9%となっております。

7款共同事業費交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金につきましては、80万円を超える医療費を対象とする事業でございまして、640万円減の1,880万円を見込んでおります。

また2目保険財政共同安定化事業交付金は、30万円を超える医療費を対象として8万円を超える80万までの部分を対象とする事業でございまして、1,000万円減の9,070万円を見込んでおりまして、それぞれ国保団体連合会から交付されるものでございます。

8款財産収入は、基金利子でございまして存目の計上でございます。

次の9款繰入金でございますが、2,215万1,000円減の5,982万1,000円でございます。内訳でございますが、1項1目財政調整基金繰入金は、存目の計上でございます。

2目一般会計繰入金では5,982万円でございまして、1節、2節及び5節につきましては保険税の均等割、平等割の軽減を基礎とした繰り入れ、3節は職員給与費、4節の助産費等では支給額42万円の3分の2相当で10件分を見込んでおります。

10款繰越金では、前年度の繰越金でございまして、1,695万1,000円の計上でございます。

次の123ページ、11款諸収入につきましては、延滞金、預金利子、第三者納付金等86万7,000円を計上させていただきました。

3項5目雑入では、特定健診の受診者負担金を計上したものでございます。

以上、歳入歳出予算の総額を、前年度に比較いたしまして、3.1%、3,800万円減の12億円とさせていただくものでございます。

137ページからは、給与費明細となりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、議案第18号 平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計の内容につきましてご説明をさせていただきます。

議案書、48ページをお願いいたします。

議案第18号 平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計予算について。

平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成26年3月4日提出。

長南町長、平野貞夫。

それでは、予算書の147ページをお開きいただきたいと思います。

後期高齢者医療特別会計につきましては、千葉県の後期高齢者医療連合の後期高齢者医療に関する条例に規定されました資格の特権事務、あるいは保険料、保険料の徴収事務に係る経費等を予算でお願いするものでございます。

後期高齢者医療の状況でございますが、本年1月1日現在、被保険者数は1,761人でございます。昨年同期と比べまして、20人の減という形になっております。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

平成26年度長南町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによらさせていただくものでございます。

第1条の歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,700万円と定めるものでございます。

2項といいたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 嶸入歳出予算」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明をさせていただきます。

153ページをお願いいたします。

1款総務費におきましては、182万円をお願いするところでございます。内訳として、1項1目一般管理費は30万8,000円であり、年齢到達者への保険証の郵便料のほか、システム使用料等でございます。

2項1目の徴収費につきましては、151万2,000円をお願いするものでございます。保険料の徴収事務にかかります電算処理委託料のほか、納入通知書の郵送料でございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの事務費繰入金と広域連合からの事務費補助でございます。

次に、2款の後期高齢者医療広域連合納付金におきましては、9,324万8,000円を見込んだところでございます。納入されました保険料と保険基盤安定の負担金を合わせまして、広域連合へ納付するものでございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの保険基盤安定繰入金でございます。

次に、3款の保健事業費では、人間ドックの委託料として113万円をお願いするものでございまして、24件を見込んでおります。特定財源のその他財源は、広域連合からの人間ドック助成繰入金としての長寿健康増進事業補助金でございます。

次の4款諸支出金は、次の154ページにまたがりますが、保険料の還付金等で30万2,000円を計上させていただきました。特定財源のその他財源は、広域連合からの保険料還付金等でございます。

また、2項1目の一般会計繰出金は、存目の計上でございます。

5款の予備費につきましては、前年度と同額の50万円を計上させていただきました。

続きまして、戻りまして、152ページの歳入のほうをお願いいたします。

1款の後期高齢者医療保険料でございますが、広域連合の試算に基づきまして、本年度6,083万3,000円を見込んだところでございます。前年度に比較いたしまして、0.7%、42万7,000円の減となるところでございます。

なお、保険料率につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合の条例改正によりまして、均等割が3万8,700円、1,300円の増、所得割が7.43%、0.14%の増となり、また賦課限度額が2万円引き上げられまして57万円とされました。この保険料率等は、平成26年及び平成27年の2年間適用されます。

2款の繰入金でございますが、488万4,000円増の3,320万4,000円を見込んだところでございます。

1節の保険基盤安定繰入金は、低所得者分の保険料軽減に対しての補填分でございまして、4分の3が県から、残りの4分の1を町が負担し、一般会計を経由して3,192万8,000円を繰り入れするものでございます。

2節の事務費繰入金で127万5,000円を、また3節の人間ドックの助成繰入金は、広域連合からの長寿健康増進事業補助金を見込んだことで、一般会計からの繰入金は存目の計上のみでございます。

続きまして、3款の繰越金といたしまして、98万5,000円を計上させていただいたところでございます。前年度からの繰越金を予定したものでございます。

4款の諸収入でございますが、広域連合からの保険料の還付金、雑入は、賦課徴収事務費及び人間ドックの助成に係る長寿健康増進事業補助金で197万8,000円の計上でございます。

以上、歳入歳出予算の総額を、前年度に比較いたしまして、5.4%、495万円増の9,700万円とさせていただくものでございます。

以上が、議案第17号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計予算及び議案第18号 平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計予算の内容でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、どうかご審議を賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで、議案第17号及び議案第18号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第19号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

[保健福祉室長 荒井清志君登壇]

○保健福祉室長（荒井清志君） それでは、議案第19号 平成26年度長南町介護保険特別会計予算の内容についてまして説明申し上げます。

議案書の49ページをお願いします。

議案第19号 平成26年度長南町介護保険特別会計予算について。

平成26年度長南町介護保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成26年3月4日提出。

長南町長、平野貞夫。

これより、別冊の平成26年度予算書によりご説明申し上げます。

予算書の157ページをお願いします。

まず、本年1月1日現在の状況でございますが、65歳以上の第1号被保険者数は3,053名でございます。高齢化率は34.4%となりまして、前年度比1.1%上昇しております。介護認定者は510名でございまして、このうちの91.2%に当たる467名の方が何らかの介護サービスを利用されております。内訳でございますが、居宅介護サービス、家において介護サービスを受けられている方が313名、施設介護サービス、施設に入って介護サー

ビスを受けていられる方が130名、地域密着型介護サービス、グループホームと呼ばれているものですが、ここを利用されている方が24名となっております。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

157ページです。

平成26年度長南町介護保険特別会計予算です。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億6,220万と定めるものでございます。

第2条、歳出予算の流用でございますが、介護給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合、同一款内での流用を定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出のほうから説明をさせていただきます。

166ページをお願いします。

第1款総務費につきましては、21万1,000円減の2,265万6,000円をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの繰入金でございます。

1項1目一般管理費につきましては、1,431万3,000円をお願いするものでございます。主な内容でございますが、人件費2名分のほか介護保険の電算システムの使用料でございます。

2項1目の賦課徴収費につきましては、92万8,000円をお願いするものでございます。12節役務費では、保険料通知のための郵便料、13節委託料では、電算処理委託料をお願いするものでございます。

167ページをお願いします。

3項1目認定調査等費につきましては、741万5,000円をお願いするものでございます。主なものといたしましては、7節賃金で調査員の賃金を、12節の役務費で主治医意見書の作成手数料を、19節負担金で広域で行っております認定審査会の経費を計上したものでございます。

2款の保険給付費につきましては、認定者、利用者とも、年々増加傾向であります。平成25年度の利用状況を鑑み、必要量を見込んだところでございます。全体では1.1%、1,107万5,000円増の10億2,554万5,000円を見込んだところでございます。

保険給付費全体の特定財源につきましては、それぞれの負担区分、負担割合に基づき、国県支出金の介護給付費負担金及び調整交付金で4億1,431万8,000円、またその他財源につきましては、支払基金からの交付金、一般会計からの介護給付費繰入金及び介護給付費準備基金からの繰入金で4億4,122万2,000円でございます。

168ページをお願いします。

4目の居宅介護福祉用具購入費、5目居宅介護住宅改修費は、前年度並みを見込み、2目地域密着型介護サービス給付費では、ここ数年の利用実績等を勘案して6.3%、533万2,000円減を見込んだところでございます。

2項の介護予防サービス等諸費については、要支援者に認定された方の給付となります。ほぼ前年度並み、1%増の2,555万7,000円の計上でございます。

169ページをお願いします。

3項1目審査支払手数料については、国保連合会への審査支払手数料となります。1,082件分、75万4,000円を見込んだところでございます。

4項高額介護サービス費については、ほぼ前年度並みの予算計上でございます。

1目の高額介護サービス費の内容については、利用者負担は1割でございますが、利用者負担が一定額を超えた場合に給付するものでございます。

170ページをお願いします。

5項の高額医療合算介護サービス費については、前年度同様300万円の計上でございます。高額医療合算介護サービス費の内容については、医療と介護保険の両方の自己負担分を合算いたしまして、一定額を超えた部分を給付するもので、これも利用者の負担を軽減するものでございます。

6項の特定入所者介護サービス費につきましては、前年と同様の2,029万4,000円の計上でございます。これは、低所得者の方の負担を軽減するため、食費や居住費に負担限度額を設けて、これを超えた部分を給付するものでございまして、約130人分を見込んだものでございます。

3款基金積立金については、存目の計上でございます。

4款地域支援事業費につきましては、166万4,000円減の1,239万5,000円をお願いするものでございます。地域支援事業費全体の財源内訳につきましては、それぞれの負担割合に基づきまして、国県支出金の地域支援事業交付金で568万6,000円、またその他財源につきましては、支払基金からの交付金、一般会計からの地域支援事業繰入金で435万1,000円でございます。

1目の介護予防事業費につきましては、681万5,000円をお願いするものでございます。主な内容でございますが、健康づくり高齢者把握事業といたしまして、12節役務費で生活機能評価のチェックリストを郵送するための郵便料を、13節委託料におきましては、そのチェックリストの作成費用と一次予防としての元気高齢者事業と、二次予防としての通所型介護予防事業の経費でございます。

171ページをお願いします。

2項1目包括支援事業等費につきましては、558万円をお願いするものでございます。主な内容でございますが、包括支援センターの運営にかかります人件費1名分のほか、次のページになりますが、14節使用料におきまして、給付管理を行うための運営システムの使用料でございます。

173ページをお願いします。

6款予備費でございますが、前年度と同様の100万円の計上でございます。

あと174ページ以降につきましては、給与費明細等参考資料でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

163ページにお戻りください。

1款保険料につきましては、団塊の世代が65歳を迎えることによりまして、前年度比2%、340万2,000円増の1億7,296万6,000円を見込んだところでございます。本年度は、第5期介護保険事業計画での3年目、最終年となります。5期の基準となります保険料の年額は、5万7,600円で月額では4,800円でございます。

3款国庫支出金から次のページ、164ページの6款財産収入と7款寄附金を除きまして8款繰入金までは、歳出の特定財源でご説明申し上げましたので省略させていただきたいと存じます。

続きまして、8款2項1目の介護給付費準備基金繰入金の1,561万7,000円につきましては、基金からの繰入

金を見込んだものでございます。

9款の繰越金でございますが、前年度繰越金といたしまして100万円の計上でございます。

10款の諸収入につきましては、次のページ、165ページとまたがりますが、3項4目の雑入では、介護予防事業の利用料として34万円を見込んでおります。

以上が、平成26年度長南町介護保険特別会計予算の内容でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで、議案第19号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第20号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

[地域整備室長 松坂和俊君登壇]

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、議案第20号 平成26年度長南町笠森靈園事業特別会計予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の50ページをお開き願いたいと思います。

議案第20号 平成26年度長南町笠森靈園事業特別会計予算について。

平成26年度長南町笠森靈園事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成26年3月4日提出。

長南町長、平野貞夫。

それでは、予算書の183ページをお願いしたいと思います。

まず初めに、靈園事業の概要についてご説明させていただきます。

笠森靈園事業は、昭和53年度に事業着手し、平成2年度に墓所9,280区画の販売が完売となり、現在墓所の管理料、返還墓所販売の永代使用料、斎場、会議室等の施設使用料等の事業収入により靈園の運営を行っております。

靈園墓所の販売から30年以上が経過し、利用者の高齢化が進む中、現在は安全で利便性の向上に向けた施設の改修整備に努めているところでございます。

ただ、こういった施設整備の財源につきましては、全て事業収入の中で賄い切れないため、不足分につきましては靈園の財政調整基金からの繰入金を充てさせていただいております。

この財政調整基金ですが、平成25年度末での残高は4,475万1,000円となり、今後大きな災害などに備えるなどの安定した運営に向けては十分とは言えないことから、収入面では管理料の滞納整理はもとより、返還墓所の販売を促進し、経費面では人件費における、正規職員から再任用職員、非常勤職員への移行を進めるなど、経費の節減を図り公営靈園として、より一層の適正で効率的な管理運営に努めてまいります。

本年度につきましては、前年度に引き続き施設の改修を進めるため、管理事務所トイレの改修、返還墓所の販売に向けた墓石の撤去工事などを計画させていただいております。

それでは、内容に入らせていただきます。

平成26年度長南町の笠森靈園事業特別会計の予算は、次に定めるところによらせていただきます。

第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,510万円と定めさせてい

ただきます。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条、一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2,000万円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書より、歳出よりご説明をさせていただきますので、189ページをお開きいただきたいと思います。

1款霊園総務費、1項1目霊園管理費でございますが、管理料コンビニ納付のシステム構築委託も終わったことなどから、404万9,000円減の4,373万1,000円を計上させていただいております。人件費では、職員2名と嘱託非常勤職員1名の給与、賃金等を計上させていただいております。11節需用費では、公用車の燃料、整備代、管理棟の光熱費等308万1,000円を計上させていただきました。

次の190ページをお願いいたします。

13節の委託料につきましては、霊園内清掃委託といたしまして1,337万2,000円を、墓所管理料の電算処理委託では329万4,000円を、また自動ドアの保守点検委託17万3,000円などを計上させていただきました。

次の191ページをお願いいたします。

2款霊園施設費、1項1目霊園施設費でございますが、1,031万9,000円を計上させていただいております。13節委託料94万円では、毎年行っております芝墓所における芝の専門業者による除草剤散布委託を計上させていただいております。また、15節工事請負費では、墓所使用者の高齢化に伴い管理事務所トイレの改修工事、返還墓所販売に向けた墓石の撤去工事、また以前から墓所地盤の地下の湧水などの影響により墓所の沈下が発生し、この復旧工事を実施しております。現在も、この沈下傾向にある墓所があることから、沈下防止工事などを含め651万円の工事請負費をお願いしております。

3款1項公債費5万円。

次の192ページになりますが、4款1項予備費100万円につきましては、前年度と同額の計上でございます。

次に、歳入でございます。

188ページにお戻りいただきたいと存じます。

1款1項事業収入でございますが、消費税増税に伴う管理料、施設使用料等の料金改定をさせていただくことから、前年度に比較し209万8,000円増の4,960万1,000円を計上させていただいております。

1目墓所使用料でございますが、園内全体の区画数9,280区画のうち9,184区画が使用許可済みで、返還墓所数は96区画となっていることから、42区画分の返還墓所販売を見込み、前年度に比較し102万4,000円増の1,004万5,000円を計上させていただいております。

3目墓所管理料ですが、管理料金の改定から、前年度より63万9,000円増の3,656万9,000円の計上とさせていただいております。

次に、2款財産収入4万3,000円、3款寄附金、存目1,000円につきましては、前年度と同額での予算計上でございます。

4款の繰入金でございますが、本年度も施設の改修、返還墓所の墓石撤去工事等を計画させていただいてお

りますので、財政調整基金より435万7,000円を充てさせていただいております。

次に、5款繰越金は、前年度と同額の100万円を、6款諸収入につきましては、前年度より1万7,000円増の9万8,000円を計上させていただいております。

以上、歳入歳出合計5,510万円をお願いするものでございます。

なお、193ページ以降につきましては、給与費明細書でございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、議案第20号 平成26年度長南町笠森靈園事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議をいただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで、議案第20号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は4時20分を予定しております。

（午後 4時03分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時20分）

○議長（松崎 勲君） 次に、議案第21号の内容の説明を求めます。

産業振興室長、岩崎 彰君。

[産業振興室長 岩崎 彰君登壇]

○産業振興室長（岩崎 彰君） 議案第21号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計予算の内容についてご説明を申し上げます。

議案書の51ページをお開きいただきたいと思います。

議案第21号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計予算について。

平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成26年3月4日提出。

長南町長、平野貞夫。

予算書の21ページをごらんいただきたいと思います。すみません。201ページでございます。失礼いたしました。

初めに、農集施設3地区の平成26年1月末現在の接続状況につきましてご報告を申し上げます。

3地区の合計の加入戸数でございますが1,068戸で、うち接続戸数854戸の接続率80%という状況でございます。そのような状況で、適切な維持管理に努めているところでございます。

それでは、内容に入らせていただきたいと思います。

平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条により、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,640万円とさせていただくものでございます。

2項といしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」に

よるところでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法の規定によりまして、借り入れの最高額は2,000万円と定めさせていただくものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出から説明させていただきますので、207ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、621万5,000円をお願いするものでございます。この内容につきましては、2節、3節、4節は、職員の人事費の関係でございます。11節需用費42万3,000円、12節役務費48万5,000円につきましては、事務的経費でございます。13節委託料では、施設の使用料金算出に当たつてのシステムの保守管理委託料として10万8,000円を計上させていただきました。19節負担金補助及び交付金は、総合事務組合負担金63万6,000円と、千葉県農業集落排水協議会会費1万6,000円でございます。

続きまして、208ページをお開きいただきたいと思います。

27節公課費は、自動車重量税と消費税でございます。

2款事業費、1項1目施設管理費でございますが、4,553万9,000円をお願いするものでございます。この内容につきましては、11節需用費から13節委託料までは、処理場施設と中継ポンプ場の維持管理費用が主な内容でございます。

なお、委託料の中で、施設調査・計画策定業務委託料は、工事着手後21年が経過することから、最初に着手した豊栄東部地区の管路の調査、その修繕計画を策定するものでございます。補助率2分の1、県支出金250万円を充てさせていただくものでございます。

続いて、15節工事請負費につきましては、管路の施設整備維持工事といたしまして、200万円をお願いするものでございます。

16節原材料費は、補修用資材購入費でございます。

続いて、3款公債費でございますが、1項1目元金は1億2,011万8,000円、2目利子につきましては4,352万8,000円で、合わせまして1億6,364万6,000円を計上させていただきました。これは、地方債35件分の償還金でございます。

4款予備費につきましては、前年度同額の100万円の計上をお願いするところでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、206ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目農業集落排水事業の分担金でございますが、前年度と同額の84万円で、新規加入といたしまして2件分の分担金を見込ませていただいたところでございます。

2款1項1目処理施設使用料でございますが4,255万8,000円で、前年度より100万円の増でございますが、これは主に消費税率引き上げに伴うものでございます。

3款1項1目農業集落排水事業費補助金でございますが、施設調査、計画策定に対する2分の1の補助金250万円でございます。

4款1項1目一般会計繰入金でございますが1億6,950万円で、前年度より250万円の増をお願いするものでございます。これにつきましては、公債費及び人件費の一部でございます。

続いて、5款1項1目繰越金でございますが、前年度と同額の100万円を計上させていただくものでござい

ます。

6款諸収入、1項1目預金利子につきましては、存目の計上でございます。

2項1目雜入につきましても、1目同様存目の計上でございます。

歳入歳出合計それぞれ2億1,640万円、前年度より200万円の増をお願いするものでございます。

なお、210ページ以降につきましては、給与費明細等でございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、議案第21号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜り、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで、議案第21号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第22号の内容の説明を求めます。

ガス事業室長、墨田好美君。

[ガス事業室長 墨田好美君登壇]

○ガス事業室長（墨田好美君） それでは、議案第22号 平成26年度長南町ガス事業会計予算の内容につきましてご説明させていただきます。

議案書52ページをお願いをいたします。

議案第22号 平成26年度長南町ガス事業会計予算について。

平成26年度長南町ガス事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成26年3月4日提出。

長南町長、平野貞夫。

予算書のほうは別冊になっておりますのでお願いをいたします。

1ページをごらんください。

第1条では、平成26年度長南町ガス事業会計の予算は、次に定めるところによらせていただきます。

第2条、業務の予定量でございます。第1号、供給戸数が4,623戸でございます。第2号、年間供給量は、877万1,000立方メートルを見込んでおります。第3号、1日平均供給量は、2万4,030立方メートルでございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めさせていただくものでございます。

最初に、収入でございます。

第1款ガス事業収益6億9,364万7,000円、前年度比3,921万3,000円の増となっております。

なお、各項につきましては、この後の予算実施計画でご説明させていただきます。

次に、支出でございます。

第1款ガス事業費用は6億8,841万8,000円、前年度比3,109万2,000円の増となっております。

次に、2ページをお願いをいたします。

資本的収入及び支出でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めさせていただくものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,065万円は、過年度分損益勘定留保資金400万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,115万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額

1,281万8,000円、建設改良積立金1,267万2,000円で補填するものでございます。

初めに、収入でございますが、第1款資本的収入6,059万6,000円でございます。前年度比1,244万8,000円の増となっております。

各項の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出2億3,124万6,000円でございます。前年度比5,387万4,000円の増でございます。

次に、第5条、企業債でございますが、起債の目的は、本・支管整備事業で、限度額は5,000万円を予定しております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

次の3ページをお願いいたします。

一時借入金の限度額は、1,000万円と定めさせていただきます。

次に、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めさせていただきます。第1号として、売上原価、供給販売費、一般管理費、営業雑費用、営業外費用、第2号として、建設改良費、企業債償還金とさせていただきます。

次に、第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費6,576万円とさせていただきます。

次に、第9条、棚卸資産の購入限度額でございますが、1,000万円と定めさせていただきます。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。

平成26年度の予算実施計画でございます。

本年度予算からは、地方公営企業法会計制度の改正内容に沿った内容となっております。

収益的収入及び支出の内容でございますが、初めに収入でございます。

1款ガス事業収益の予定額は、6億9,364万7,000円でございます。

1項1目ガス売上でございますが6億5,522万6,000円、前年度比1,840万円の増でございます。販売見込み量として、877万1,000立方メートルを見込んでおり、前年度比14万3,000立方メートルの増でございます。

本年度より、大口供給が1社ふえまして、合わせて2社となりまして、この2社で387万立方メートルを見込んでございます。販売量全体の44%となっておる状況です。

次に、2項1目受注工事収益は2,330万8,000円で、内管工事費170件分を見込んでおります。

2目器具販売収益は32万4,000円で、ガス漏れ警報器30台分を見込んでおります。

3項1目受取利息4,000円、2目長期前置き金戻し入れ1,403万9,000円につきましては、会計制度改正に伴いみなし償却制度が廃止されたことによりまして新規に計上させていただきました。

この改正によりまして、通常の減価償却となりますため、減価償却費が増額となります。同じ額を、この長期前置き金戻し入れとして収益化するもので、損益収支においては、影響はないものでございます。

3目雑収入として74万6,000円、他工事での破損修理工事代等を見込んでございます。

次に、5ページをお願いをいたします。

収益的支出の内容でございます。

1款ガス事業費用の予定額は、6億8,841万8,000円でございます。

1項1目ガス売上原価は、3億7,382万3,000円で、903万5,000立方メートル分の減額の購入費でございます。

前年度比2,538万9,000円の増、購入量で13万4,000立方メートルの増となっております。

購入単価につきましては、石油・石炭税の増税に伴う1立方メートル当たり17銭の値上げ、また関東天然ガス分の単価は協議の結果、2円の値上げとさせていただいております。

2項供給販売費でございますが2億2,655万9,000円、前年度比454万5,000円の増でございます。

1目から8目までは職員の人事費でございます。

9目修繕費1,245万1,000円、前年度比2,500万1,000円の減でございます。今年度は、ガスホルダーの開放検査工事がありませんので減となっております。

10目特別修繕引当金繰入額900万円は、ガスホルダー開放検査工事のための積立金でございます。

19目委託作業費2,563万円は、保安規定に基づく各家庭の消費機器調査、導管漏えい検査、検針業務委託等で、前年度比105万6,000円の減でございます。

次の6ページをごらんください。

22目固定資産除却費175万8,000円は、ガスマーター器及び導管の除却費でございます。

24目減価償却費1億3,939万7,000円、前年度と比較して1,513万8,000円の増でございます。

3項一般管理費でございます。予定額3,910万2,000円でございます。主な内容は、2目から8目までは職員の人事費、19目の賃借料966万7,000円は、財務会計システム及びガス料金システム等の賃借料でございます。

4項営業雑費用は、2,202万2,000円でございます。

1目受注工事費用2,182万6,000円は、内管工事費170件分の指定工事店へ支払う工事費を見込んでおります。

5項営業外費用1,340万5,000円でございます。

1目企業債利息893万6,000円、2目消費税及び地方消費税405万1,000円、3目雑支出41万8,000円を見込んでおります。

6項予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上してございます。

7項特別損失350万7,000円でございますが、会計制度改正に伴い、平成25年度の12月から3月分までの賞与引当金繰入額で、6月分賞与のための積立金となるものでございます。

次の7ページをお願いをいたします。

資本的収入及び支出でございます。

最初に収入でございます。

1款資本的収入の予定額6,059万6,000円でございます。

1項1目企業債でございますが、5,000万円の借り入れを予定しております。前年度比1,000万円の増で、白ガス管改善工事費の財源に充当をいたします。

2項1目工事負担金1,059万6,000円は、新規加入に伴う負担金、舗装本復旧工事の負担金として収入を見込んでおります。

次に、支出でございます。

1款資本的支出の予定額は、2億3,124万6,000円でございます。

1項1目工事費1億2,914万6,000円、内容は、白ガス管改善工事、舗装本復旧工事、供給管取り出し工事等でございます。本年度は、白ガス管の改善工事として、12路線で約3キロメートルを予定をしております。

2目固定資産購入費986万8,000円は、睦沢供給所の非常用の自家発電機の更新、メーター器及び公用車の購入を予定しております。

3目工事負担金4,460万4,000円で、町道の舗装本復旧工事の負担金でございます。

4目以降は、職員の人物費でございます。

2項1目企業債償還金3,011万1,000円で、財務省財政融資資金等の元金償還金でございます。

次の8ページをお願いをいたします。

予定キャッシュフロー計算書でございます。

会計制度改定に伴い、これまでの資金計画にかわりまして作成が義務づけられたものでございます。営業活動によって、実際に得られた収入から支出を差し引いて、手元に残る資金の流れをあらわしたものでございます。

1の業務活動によるキャッシュフロー、2の投資活動によるキャッシュフロー、3の財政活動によるキャッシュフロー、それぞれ足していくまして、本年度資金増加額は、この右の下から3番目になります、マイナスの3,578万1,000円。一番下ですけれども、資金期末残高が、1億646万5,000円の見込みでございます。

次に、9ページをごらんください。

注記事項でございますが、これも会計制度改革に伴い作成が義務づけられたもので、予算書に減価償却や引当金の計上方法などの会計方針等を注記することによりまして、よりわかりやすい予算書作成をしようとするものでございます。内容は、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、10ページをお願いをいたします。

平成26年度予定損益計算書でございます。

平成26年4月から27年3月末までの1年間のガス事業の経営成績を、税抜きであらわしたものでございます。

1の営業収益から6の特別損失までを計算しました。

当年度純利益は右下、下から4行目になります。241万1,000円となります。

下から2行目のその他未処分利益剰余金変動額2億8,397万6,000円につきましては、みなし償却制度の廃止による処理でございます。既に償却された部分に相当する額を計上したものでございます。

一番下ですが、当年度未処分利益剰余金は、3億2,992万9,000円とさせていただくものでございます。

次の11ページをお願いをいたします。

予定貸借対照表でございます。

ガス事業の財政状態を明らかにするため、平成27年3月31日時点において、保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示したものでございます。

資産の部では、1の固定資産と2の流動資産、合わせまして、一番の下の二重線、15億9,298万3,000円となります。

次の12ページをお願いをいたします。

負債の部では、3、固定負債、4、流動負債、5、繰延収益と、合わせた負債合計が7億2,812万円となり

ます。

次に、資本の部になりますが、6の資本金、7の剰余金の合計、総合計が8億6,486万3,000円。一番下の二重線、負債資本合計が15億9,298万3,000円となっておりまして、先ほど11ページの資産の部と負債と資本の部の合計が一致しており、貸借対照表として成立しておるところでございます。

次の13ページから17ページは、給与費明細書となっております。

また、18ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

19ページ以降は、参考資料といたしまして、予算実施計画を長南町、睦沢町に分けた内容でございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、平成26年度長南町ガス事業会計予算の内容説明とさせていただきます。ご審議を賜り、ご可決くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（松崎 勲君） これで議案第22号の内容の説明は終わりました。

以上で一括議題とした議案第1号から議案第22号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第7、議案第1号から日程第28、議案第22号までについては、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日質疑、討論、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第1号から日程第28、議案第22号までについては、後日質疑、討論、採決することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松崎 勲君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日3月5日は、午前9時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 4時50分）